令和2年度 水質汚濁防止法等の施行状況

令和4年3月

環境省 水・大気環境局 水環境課

目 次

4). L 10 12) -		4
1				
2			及び有害物質貯蔵指定施設の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)		事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)		事業場の業種別内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3			近法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)		汚濁防止法	
			届出関係、計画変更命令等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		イ	改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		ウ	立入検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			排水基準違反 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			事故時の措置及び緊急時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			生活排水対策重点地域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			水質総量削減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)	瀬戸	「內海法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		ア	許可、措置命令 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		1	自然海浜保全地区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)		法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		ア	湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		1	改善命令等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
< 3	表編>			
	表	1	排水量規模別特定事業場数/有害物質貯蔵指定事業場数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	表	2	都道府県・政令市別特定事業場数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	表	3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14
	表	4	特定事業場の上位 10 業種 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	表	5	特定事業場の業種別内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	表	6	届出関係、計画変更命令等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	24
	表	7	改善命令、立入検査、行政指導件数等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	表	8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳 ・・・・・・・・・	36
	表	9	排水基準違反、事故時の措置件数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	表	10	排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	表	11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	表	12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	表	13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	表	14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	表	15	湖沼特定施設等の届出件数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	参	考	平成 29 年度からの施行状況の概要(水質汚濁防止法) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号。以下、「瀬戸内海法」という。)及び湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号。以下、「湖沼法」という。)は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、令和2年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を 設置する者は、当該施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事(権限委任市長を含 む。以下同じ。)に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(排出水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。)の設置等に際し、府県知事(権限委任市長を含む。以下同じ。)の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域(指定地域)において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

(1)特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場(以下、「特定事業場」という。)の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場(以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。)の数を表1に示す。令和3年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は254,658(257,646)(括弧内数値は令和2年3月末時点。以下、この項目において同じ。)、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,148(3,169)、合計で257,806(260,815)であり、令和2年3月末時点と比較すると、特定事業場数は3,009件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は5(6)であった。

生物化学的酸素要求量 (BOD) や浮遊物質量 (SS) 等の生活環境項目に係る一律排水基準は、 一日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は 30,551 (30,749) と全体の約12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は3,642 (3,717) で全特定事業場数の約1%、一日当たりの平均排水量が50m³未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は10,503 (10,570) で全特定事業場数の約4%であった。また、水質汚濁防止法第5条第3項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は3,811 (3,807)であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、17,956 (18,094) であり、全体の約7%であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場の数は3,873 (3,901) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場の数は444 (436) であった。令和3年3月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表2に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、令和 3 年 3 月末現在における湖沼特定事業 場等の数を**表 3** に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,734 (1,777) であり、うち、みなし指定 地域特定施設を設置する事業場数は 657 (667) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はそれぞれ 66 (66)、768 (780) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,568 (2,623) であった。

なお、これら 1,734 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 18、霞ヶ浦 457、印旛沼 165、手賀沼 84、諏訪湖 59、野尻湖 0、琵琶湖 584、中海 91、宍道湖 99、児島湖 170 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表4に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 191,272 であり、全特定事業場数の約 74%にあたる。

また、これら 191,272 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の規模の小さい 事業場数は 172,479 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占める。

特定事業場の業種別の内訳を表5に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法(以下、この項目において「法」という。)第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排出水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為の構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる(法第8条)。

令和2年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は6,051件、法第5条第2項に係る届出数は2件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は225件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は240件であった。また、法第7条に基づく届出数は3,700件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる(法第13条第1項、法第13条の2第1項)。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることができる(法第13条の3第1項)。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる (法第14条の3第1項、同第2項)。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第5条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第8条又は第8条の2に基づく計画変更命令等の規定は適用されず(法第23条第1項)、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができるとされている(法第23条第3項)。

令和2年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表7に、発動の業種別の内訳を表8に示す。

令和2年度における法第 13 条第1項に基づく改善命令の件数は4件であり、一時停止命令の発動件数は1件であった。法第 13 条の2第1項に基づく改善命令の件数は0件で、一時停止命令の件数も0件であった。また、第 13 条の3第1項に基づく改善命令の件数は0件で、一時停止命令の件数も0件であった。

一方、法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 6,683 件であり、公共用水域関係では 5,996 件、地下水関係では 687 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場 又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設にお いて使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができ る(法第22条第1項)。

令和2年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表7に示す。昼間立入が27,967件、夜間立入が438件で立入件数は計28,405件であった。なお、28,405件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は2,878件であった。

工 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる(法第 31 条第 1 項)。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表9、排水基準違反の 違反業種別及び違反項目別の内訳を表10に示す。 令和2年度における排水基準違反の件数は3事業場であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県及び水質汚濁防止法政令市の調査によるものが0件で、海上保安庁の調査によるものは3件であった。

なお、違反業種・施設名は、水産食料品製造業、金属製品・機械器具製造業、酸・アルカリ表面処理施設が各1件であり、違反項目は、水素イオン濃度が1件、化学的酸素要求量が2件、浮遊物質量が1件であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない(法第 14 条の 2 第 1 項)。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない(法第14条の2第2項)。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている(法第14条の2第3項)。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと 認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる(法第 14条の2第4項)。

令和2年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は205件(内訳:公共用水域関係198件、地下水関係7件)であり、法第14条の2第2項に係る届出数は30件(内訳:公共用水域関係20件、地下水関係10件)であり、法第14条の2第3項に係る届出数は255件(内訳:公共用水域関係187件、地下水関係68件)であった。

また、公共用水域において、異常渇水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが(法第18条)、令和2年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成2年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない(法第14条の8)。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村(生活排水対策推進市町村)は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている(法第14条の9)。

令和2年度における生活排水対策重点地域の指定及び変更はなく、令和3年3月末現在、209地域(41都府県333市町村)で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和53年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、化学的酸素要求量(COD)を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成13年12月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素の含有量及びりんの含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³以上の特定事業場(指定地域内事業場)については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている(法第 12 条の2)。

都道府県知事は、法第5条又は法第7条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第8条の2)。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第13条第3項)。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚 濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている(法第14条第3項)。また、 指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これ を保存しなければならず(法第14条第2項)、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録を し、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第33条)。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。令和 3 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 9,565 であり、令和 2 年 3 月末時点 (9,700) と比較すると事業場数は約 1 %減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 1,347 (約 14%)、伊勢湾 2,995 (約 31%)、瀬戸内海 5,223 (約 55%) であった。また、法第

14条第3項に係る届出数は349件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は0件、法第13条第3項に基づく改善措置命令も0件、法第13条の4に基づく指導等は41件であった。

(2) 瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある 区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(排出水の一日当 たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。)を設置しよ うとするときは、府県知事の許可を受けなければならない(瀬戸内海法第5条第1項)。また、 当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しよう とするときも、瀬戸内海法第8条第1項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第5条第1項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第8条第1項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができるとされている(瀬戸内海法第11条)。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 232 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 367 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる(瀬戸内海法第12条の13)。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができるとされている(瀬戸内海法第12条の14)。

令和2年1月~令和2年12月における自然海浜保全地区の指定は0件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は1件であった。なお、令和2年12月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は91件となっている。

(3)湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、 従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日 当たりの平均排水量が 50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規 制を行うこととしている(湖沼法第7条第1項)。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発 生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の 排水基準による排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、こ の指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている(湖 沼法第15条第1項)。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(湖沼法第8条)。

令和2年度における湖沼特定施設の設置届出の件数(水質汚濁防止法第5条)は、表15に示すように274件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数(水質汚濁防止法第7条)は188件であった。また、指定施設の設置届出及び経過措置の件数(湖沼法第15条及び第16条)は1件であり、指定施設の使用廃止届出の件数(湖沼法第17条第2項)は0件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数(湖沼法第17条第1項)は0件であり、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等(湖沼法第8条)の適用事例はなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の 汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特 定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることがで きる(湖沼法第10条)。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が 条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定め て当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる(湖沼法第20 条第1項)。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定 めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができるとされている(湖沼法第20条第2項)。

令和2年度における改善勧告(湖沼法第20条第1項)の件数は0件であり、改善命令(湖沼法第20条第2項)についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が105件、口頭による指導が83件で、 内容は処理施設の改善が45件、排水の一時停止が1件、その他が147件であった(1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない)。 特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等(湖沼法24条)の件数は、文書による指導が0件、口頭による指導も0件であった。

表 1 排水量規模別特定事業場数/有害物質貯蔵指定事業場数

				排		水 量	量 規		模	水質汚濁防止法	有害物質貯蔵
	区 分	事	主 特 定 業 場 数	①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上の 事業場数	② 使	うち有害物質 用特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満の 事業場数	(4) (5)	④うち有害物質 使用特定事業場	第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用 特定事業場)	指定事業場 (うち有害物質 貯蔵指定施設 のみ)
A 令			257, 806 (5)	30, 551	-	3, 642 (2)	223, 4	14	10, 503 (3)	3, 811	3, 87 (444
和3年3月末現	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場		254, 658 (5)	27, 627	,	3, 105 (2)	223, 23	20	10, 475 (3)	3, 811	
末現在	瀬戸内海法 上の特定 事業場		3, 148	2, 924	Į.	537	22	24	28		
B 令			260, 815 (6)	30, 749)	3, 717 (2)	226, 2	59	10, 570 (4)	3, 807	3, 90 (436
和2年3月末現在	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場		257, 646 (6)	27, 803	3	3, 172 (2)	226, 0	36	10, 543 (4)	3, 807	
末現在	瀬戸内海法 上の特定 事業場		3, 169	2, 946	5	545	22	23	27		
対			(99%)	(99%)		(98%)	(999	6)	(99%)	(100%)	(99%
対前年比	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場		(99%)	(99%)		(98%)	(999	6)	(99%)	(100%)	
A / B	瀬戸内海法 上の特定 事業場		(99%)	(99%)		(99%)	(1009	6)	(104%)		

⁽注) 1.括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表 2 都道府県·政令市別特定事業場数(1)

					水質	汚濁防止法	上の特	定事業場及び有	有害物質貯	蔵指定	事業場数				瀬戸内泊	毎法上の特別	定事業場	
				特定事業場								有害物質 指定事業						
											⑤ 第 5 条	加心于木	うち有害					
				総数	①平均排水量 50m³/日以上	② うち 有害物質		③平均排水量 50m³/ 日 未 満			第 3 項 有害物質	総数	物質貯蔵	総数	①平均排水量 50m ³ / 日 以 上	②うち有害	③平均排水量 50m³/日未満	(4) うち有害
					の事業場数		(地下 浸透分)	の事業場数	使用特定事業場		使用特定		指定施設のみ		の事業場数	物 質 使 用 特定事業場		物質便用特定事業場
1	北	海	道	5, 276	1, 173	38		4, 040	108		63	68	21					
2	青	森	県	3, 763	360	20		3, 403	47			7	1					
3	岩	手	県	4, 657	548	41		4, 104	98		5	37	4					
4	宮	城	県	4, 131	438	49		3, 685	102		8	32	8					
5	秋	田	県	2, 806	531	40		2, 275	71	(1)		13	1					
6	山	形	県	2, 799	435	55		2, 363	127		1	38	1					
7	福	島	県	5, 802	743	152		5, 059	221			49	3					
8	茨	城	県	7, 378	789	125		6, 568	172		21	141	15					
9	栃	木	県	7, 430	996	71		6, 434	169			71	4					
10	群	馬	県	2, 929	586	60		2, 327	94		16	45	2					
11	埼	玉	県	5, 688	561	85		5, 103	466		24	131	5					
12	千	葉	県	7, 483	691	69		6, 772	141		20	94	12					
13	東	京	都	2, 457	86	12		1, 322	271		1,049	149	23]	
14	神	奈 川	県	3, 312	235	38		3, 065	112		12	58	2					
15	新	潟	県	5, 414	623	64		4, 786	325		5	88	4					
16	富	Щ	県	2, 481	350	92		2, 120	105		11	47	3					
17	石	Ш	県	3, 237	467	46		2,770	97			36	6					
18	福	井	県	1, 994	301	38		1,692	73		1	38	5					
19	山	梨	県	4, 570	305	37		4, 264	161		1	46	13					
20	長	野	県	10, 500	963	85		9, 537	283			72	6					
21	岐	阜	県	7, 501	874	89		6, 627	144			84	9					
22	静	岡.	県	7, 316	970	142	(1)	6, 329	126		17	94	13					
23	愛一	知	県	7, 601	1, 086	222		6, 500	271		15	166	18					
24	Ξ	重	県	7, 390	783	36		6, 607	120			39	3					
25	滋	賀	県	2, 862	501	89	(1)	2, 361	195			84	3			10		
26	京上	都	府	3, 642	218	14		3, 424	155		70	49	3	91	78	18	13	3
27 28	大兵	阪庫	府県	1, 784	203 511	93		1, 511 6, 365	205 428		70	78 75	10 7	151 279	136 255	14 61	15 24	1 6
29	奈	良	県	6, 876 2, 808	211	8		2, 597	133			13	· '	220	212	19	8	2
30		歌山		2, 952	314	12		2, 638	80			18	1	77	73	10	4	2
31	鳥	取取	県	1, 382	200	8		1, 182	46	(1)		8	1		10	10	1	
32	鳥	根	県	2, 381	263	13		2, 117	50	(1)	1	10	1					
33	岡	山	県	2,712	150	10		2, 548	106		14	41	2	194	181	38	13	1
34	広	島	県	3, 720	300	5		3, 420	95			31	8	231	202	22	29	4
35	山	口	県	3, 338	204	5		3, 093	89		41	67	7	226	225	68	1	
36	徳	島	県	3, 497	113			3, 377	35		7	24	2	166	152	20	14	
37	香	Л	県	2, 345	103			2, 237	54		5	24	2	189	164	12	25	1
38	愛	媛	県	3, 278	157			3, 111	52		10	35	6	193	185	34	8	
39	高	知	県	2, 256	259	17		1, 997	46			6						
40	福	畄	県	3, 800	596	40		3, 157	70		47	54	6	45	37	4	8	1
41	佐	賀	県	2, 303	271	31		2, 032	58			34	4					
42	長	崎	県	5, 049	257	34		4, 792	63			10]	
43	熊	本	県	2, 749	453	29		2, 292	67		4	33	1					
44	大	分	県	4, 282	237	2		4, 045	29			19	2	153	151	7	2	
45	宮	崎	県	3, 357	422	16		2, 930	35		5	18	2					
46		児島		4, 808	725	70		4, 083	231			21	3]	
47	沖	縄	県	1, 963	433	21		1,530	35			5	2				ļ	
		府県計		198, 059	21, 995	2, 213	(2)	174, 591	6, 261	(2)	1, 473	2, 400	255	2, 215	2, 051	327	164	19
		市計		56, 599	5, 632	892		48, 629	4, 214	(1)	2, 338	1, 473	189	933	873	210	60	9
<u> </u>	合			254, 658	27, 627	3, 105	(2)	223, 220 り有害物質貯蔵	10, 475	(3)	3, 811	3, 873	444	3, 148	2, 924	537	224	28

⁽注)表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表 2 都道府県·政令市別特定事業場数 (2)

					水質	汚濁防止沒	と上の特	定事業場及び有	宇物質貯	:蔵指定3	事業場数				瀬戸内	毎法上の特別	宇事業場	
				特定事業場		712077111		Z-7. 30. Z-0 1	1 11 14 34 11	/MATH //L	r //s = = = = = = = = = = = = = = = = = =	有害物質			1007 1 31	412-2-147	C 7 / K / W	
											⑤ 第 5 条	指定事業					l	
				総数	①平均排水量 50m³/日以上 の事業場数	有害物質	(地下 浸透分)	③平均排水量 50m³/日未満 の事業場数	有害物質	(地下 浸透分)	第 3 項 有害物質 申用特定	総数	うち有害 物質定施設 指の み	総数	①平均排水量 50m³/日以上 の事業場数	②うち有害 物 質 使 用 特定事業場	50回/日本個	(4)うち有害
1	札	幎	市	198	40	1		44	1		114	7	2					
2	函	館	市	210	41	1		147	4		22							
3	旭	ЛI	市	191	24	4		135	2		32	3						
4	青八	森戸	市出	531	74	3		452	12		5	3	1					
5 6	盛	岡	市市	330 510	81	11 5		241 472	11 45	(1)	9	8						
7	仙	台	市	834	60	2		743	60	(1)	31	14	1					
8	秋	田	市	355	72	13		277	41		6	10	2					
9	Щ	形	市	628	82	7		544	40		2	6						
10	福	島	市	602	99	14		499	13		4	5	1					
11	郡	Щ.	市十	720	111	24		609	33		_	4	2					
12 13	い水	わき 戸	市市	574 656	138 51	31		431 605	28 27		5	24 5	4					
14			市	534	19	4		499	112		16	24	2					
15		都宮		922	72	9		841	31		9	20	4					
16	前	橋	市	643	111	12		528	31		4	4						
17	高	崎	市	468	71	15		396	38		1	14	1					
18	伊	勢崎	市	523	109	33		411	21		3	3						
19	太	田	市	350	97	20		253	41			11	1					
20	1	いたき		832	59	11		744	77		29	14	1					
21 22	川熊	越谷	市市	347 469	31 79	3 9		313 390	66 15		3	14 7	3					
23	Л	П	市	303	18	2		259	53		26	14	7					
24	所	沢	市	147	17	4		129	21		1	3	1					
25		日部		312	20	2		292	12			2	1					
26	草	加	市	169	21	4		148	17			6						
27	越	谷	市	327	20	2		307	25			1						
28	千	葉	市	795	44	6		736	83		15	14						
29	市		市	374	73	8		299	17		2	12	1					
30	船松	橋戸	市市	356 283	59 32	5 5		287 249	16 25		10	7	3					
32	柏	,	市	298	48	5		247	41		3	8						
33	市	原	市	470	84	29		380	22		6	33	2					
34	八	王 子	市	401	16	1		375	70		10	2	1					
35	町	田	市	343	23	2		320	51									
36	横…	浜	市	1, 479	78	34		1, 292	289		109	77	10					
37	川	- 崎 - 西	市出	602	59	30		445	101		98	65	8					
38 39		模原須賀		682 75	26 17	8 10		655 54	100 28		1 4	12 7						
40	平	塚塚	市	290	14	5		273	68		3	14						
41	藤	沢	市	213	22	11		181	38		10	10	1					
42	小	田原	市	278	23	8		255	9			3						
43		ヶ崎		90	8	3		76	17		6	9	1					
44	厚	木	市	264	9	3		251	45		4	6						
45	大	和	市	103	8	2		95	27			1	_					
46 47	新長	潟岡	市市	1, 427 702	133 65	12 5		1, 285 635	107 43		9	16 6	5 2					
48	上	越	市	932	98	16		834	24		2	23						
49	富	Щ	市	887	181	55		699	33		7	33	2					
50	金	沢	市	626	93	19		533	51	<u></u>		1						
51	福	井	市	377	98	16		275	28		4	14						
52	甲	府	市	295	44	11		233	33		18	3						
53	長松	野士	市出	1, 229	119	27		1, 110	99		_							
54 55	松岐	本阜	市市	606 628	44 64	11 11		560 563	36 36		2	4 5						
	-				************************************		- HB rs +:	l .		Jr. ≃n. pog1			l .				<u> </u>	

⁽注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表 2 都道府県·政令市別特定事業場数 (3)

			水質剂	5濁防止法	上の特	定事業場及び有	宇物質貯	蔵指定	事業場数				瀬戸内泊	毎法上の特別	定事業場	
		特定事業場								有害物質指定事業						
			①平均排水量			③平均排水量			⑤ 第 5 条	7.11.72.7 7.10	うち有害		①平均排水量		③平均排水量	
			①中級排水量 50m³/日以上 の事業場数	有害物質	(地下 浸透分)	の中の新水量 50m³/日未満の事業場数	有害物質	(地下 浸透分)	第 3 項質用票 場	総数	物質貯蔵 指定施設 の み	総数	50m³/日以上の事業場数	②うち有害 物 質 使 用 特定事業場	50m3/日未満	(4) うち有害
56 静 岡	市	1,082	135	23		922	46		25	13	1					
57 浜 松 58 沼 津	市市	907 925	129 87	38 20		713 838	35 16		65	18 35	4					
59 富 士	市	670	142	16		516	9		12	12	1					
60 名 古 屋	市	573	67	11		363	58		143	56	9					
61 豊 橋	市	661	89	19		566	28		6	8	1					
62 岡 崎	市	360	57	6		303	28		_	7						
63 一 宮 64 春 日 井	市市	405 438	58 70	3 12		342 368	42 41		5	4 15	1					
64 春 日 井 65 豊 田	市	853	121	28		731	23		1	13	2					
66 四 日 市	市	891	110	17		780	15		1	36	1					
67 大 津	市	360	43	11		317	33			5						
68 京 都	市	953	7			817	69		129	26	4	18	16	2	2	
69 大 阪 70 堺	市市	694 289	13			60 247	32 60		621 26	77	20 7	12 56	12 55	6 21	,	
70 堺 71 岸和田	市市	195	16			247 178	45		9	43	1	96	55	21	1	
72 豊 中	市	87	2			68	21		17	10	2					
73 吹 田	市	85	2			56	10		27	10	1	7	6		1	
74 高 槻	市	111	1			103	17		7	5		7	6	1	1	
75 枚 方 76 茨 木	市市	120	37	13		204	25 41		9	6		12	12	4		
77 八 尾	市	267	4			238	48		25	5	3	2	2	1		
78 寝屋川		128	1			118	20		9	2	1	1	1			
79 東 大 阪	市	166	2			86	9		78	7	2	5	5	1		
80 神 戸	市	878	38			794	206		46	53	8	50	48	11	2	
81 姫 路	市	349	38			299	22		12	22	3	57	52	10 9	5 2	1 2
82 尼 崎 83 明 石	市市	115 53	5 7			54 38	8		56 8	36 8	0	18 15	16 15	3	2	2
84 西 宮	市	152	3			148	28		1	5	2	10	8	1	2	1
85 加 古 川	市	216	9			204	20		3	10	1					
86 宝 塚	市	111				111	3			1						
87 奈 良 88 和 歌 山	市市	297 722	13 60	4		279 650	15 30		5 12	2 13	3	24 72	21 68	2 7	3 4	
89 鳥 取	市	880	105	6		775	33		12	13	3	12	00	,	4	
90 松 江	市	465	55	3		410	20			2						
91 岡 山	市	935	52			867	42		16	21	4	78	73	14	5	
92 倉 敷	市土	552	12			540	36			30	2	98	94	27	4	
93 広 島 94 呉	市市	960 581	30 27			893 551	60 37		37 3	33 2		35 14	31 13	7	4	1
95 福 山	市	675	23			646	57		6	12	1	46	39	6	7	1
96 下 関	市	576	11			565				7		39	37	13	2	
97 徳 島	市	671	61			603	13		7	7		49	46	8	3	1
98 高 松	市土	1,032	25			996	42		11	9		40	35	5	5	1
99 松 山 100 高 知	市市	627 673	25 95	17		596 575	36 11		6	5 4	1	66	62	8	4	1
100 間 加	市	254	8	1.		154	18		92	59	7	49	49	23		
102 福 岡	市	356	26	3		215	3		115	13	5					
103 久 留 米		346	39	3		294	7		13	2	2					
104 佐 賀	市士	466	54	5		411	29		1	7						
105 長 崎 106 佐 世 保	市市	580 492	46	4		534 427	35 12			8	2					
100 性 世 保	市	1, 093	85	13		1,008	44			11						
108 大 分	市	889	47			839	46		3	19	1	53	51	17	2	1
109 宮 崎	市	682	74	6		608	27			6	1					
110 鹿児島	市	601	58	2		541	77		2	19	3					
111 那 覇 政令市計	市	56, 599	5, 632	1 892		54 48, 629	8 4, 214	(1)	2, 338	1, 473	189	933	873	210	60	9
	54.5		3,632 業場総数には、		H-75.4						109	200	019	210	00	9

⁽注)表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表 3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜 房 ダ ム 貯水池	八良	18 湖	W.	ž ,	<i>'</i>	浦	印	旛	沼	手	賀	沼	諏訪湖	野尻	丑	E 15	Ē i	胡	Ħ	Þ i	毎	宍 j	道 湖	児	島	湖	
号番号	宮 宮	秋	秋	栃	千	茨	つ	千	千	船	千	松	柏	長	長	滋	大	京	京	鳥	島	松	島	松	岡	岡	倉	総
号	城	田	田	木	葉	城	くば	葉	葉	橋	葉	戸		野	野	賀	津	都	都	取	根	江	根	江	Ш	Щ	敷	数
	県	県	市	県	県	県	市	県	市	市	県	市	市	県	県	県	市	府	市	県	県	市	県	市	県	市	市	
1																												
102							,	1	,		1		1	,		2	,					1		1				7
2						8	1	6	1				1	1 5		2	1			9								21 19
4						11		1	1							10				1								24
5		1				7		1								1												10
6 7																1												,
8						1										1											1	1 2
9						2																						2
1 0		1				8		3					1	1		7												21
1 1 1 2						,										1												1
1 3						1																						1
1 4																												
1 5																												
1 6 1 7						2			1							3 2										1		7 8
1 8						0										2												°
1802						3		1													1							5
1803																												
1 9 2 0													1			27	1											29
2 1																1												1
2102																												
2103																												
2104																1												,
2 2 2 3																1	1									1		1 3
2302						1										1												2
2 4																												
2 6 2 7						1																						1
2 8						1																						1
2 9																												
3 0																												
3 1 3 2																,												,
3 3						2		1								1 5												1 8
3 4																												
3 5																												
3 6 3 7																												
3 7																												
3802																												
3 9																												
4 0																												
4 1 4 2																												
4 3																												
4 4																												
4 5																_												
4 6 4 7						1		1								5 2										1		6 5
4 /			<u> </u>			1		1			<u> </u>					۷				<u> </u>			<u> </u>	1	L	1		Э

表 3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜 房 ダム 貯水池	八良	18 湖	(F)	į į	ケード	甫	印	旛	沼	手	賀	沼	諏訪湖	野尻湖	吾	E E	差 i	胡	ц	þ i	毎	宍 道	道 湖	児	島	湖	
号番	宮	秋	秋	栃	千	茨	2	千	千	船	千	松	柏	長	長	滋	大	京	京	鳥	島	松	島	松	岡	岡	倉	総
号	城	田	田	木	葉	城	くば	葉	葉	橋	葉	戸		野	野	賀	津	都	都	取	根	江	根	江	山	山	敷	数
	県	県	市	県	県	県	市	県	市	市	県	市	市	県	県	県	市	府	市	県	県	市	県	市	県	市	市	
4 8						1																						1
4 9 5 0																												
5 1																												
5102 5103						3							1			1												5
5 2						1																						1
5 3								2					1			2	1											6
5 4 5 5						5 6										4 3					,							9
5 6						0										3					1							10
5 7																1												1
5 8 5 9						A										2	1											3 5
60						4										1							1					1
6 1								2													3							5
6 2 6 3						2					1		1	1		1						2	1					4 24
6302						0					1			1		13						2	1					24
6303																												
64 6402														1		5	4				1		2	1			1	15
65		1				17	1	6			1		1	2		39	4				1	1	1	1			1	75
6 6						6								2		3						1	1			1		14
6602 6603	5	1				18	9	1					1	4		16	5				2		3		1	3	7	76
6604	_					2		2			1										_			1		_		6
6605		1				5		5								2					1							14
6606 6607						16 1		5	1		2			1		23	3								2	4	2	59 2
6608																												
6 7						16	1	3		1						2					1	2					1	27
68 6802						1 2		3	1	1	2		1			2										1		1 13
6 9						3																						3
6902 6903								1					1															2
70																												
70の2																												
7 1 7 1 Ø 2			1			25 5	1	1 2		1			3			10	1			2					1	1 3		32 28
7102						1	1	2		1			1			2	1			1					1	3		7
7104								1																				1
71の5 71の6						1		1								1												2
7 2		5			1	84		31	8	5	6		4	15		141	1			4	9	8	36	11	5	13	10	397
7 3	1					10								1		6	2			1		4	5		2	2		34
7 4 みなし指定地		1				12	6	4		1			2	1		2 15	1 4			1 2	1		2	4		6	4	5 64
域特定施設1 みなし指定地 域特定施設2	1	6			1	122	2	32	6	16	13		36	24		169	11			20	6	5	19	9	5	68	22	593
湖沼特定事業場数	7	17	1		2	434	21	120	19	26	27		57	59		543	41			41	26	24	71	28	16	105	49	1, 734
指定施設1		2				2		4						3		3					1		2					17
指定施設2						48								1														49
指定施設計		2				50		4						4		3					1		2					66
準用指定 施 設	17	16				516	16		20					20		118					9	1	26	1		6	2	768
総計	24	35	1		2	1,000	37	124	39	26	27		57	83		664	41			41	36	25	99	29	16	111	51	2, 568
(注)	1. 号	番号は	、水質	 汚濁防』 快宮 歩	上法施征	- 行令別表	長第一の)号番号	である	0				+														

 ⁽注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. みなし指定地域特定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第1号及び第2号に示すものである。
 3. 指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第6条第1号及び第2号に示すものである。
 4. 準用指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第10条に示すものである。

表 4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数(構成比)	均排水量 50 m 3	一日当たりの平 均排水量 50 m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	64, 996 (25%)	4, 172	60, 824
2	自動式車両洗浄施設(71)	32, 269 (13%)	99	32, 170
3	畜産農業(1の2)	25, 166 (10%)	429	24, 737
4	洗濯業(67)	19, 566 (8%)	476	19, 090
5	し尿処理施設(72)	10, 399 (4%)	8, 913	1, 486
6	豆腐・煮豆製造業(17)	10, 336 (4%)	253	10, 083
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9, 523 (4%)	2, 048	7, 475
8	水産食料品製造業(3)	8, 106 (3%)	648	7, 458
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5, 879 (2%)	1, 280	4, 599
10	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場(71の2)	5, 032 (2%)	475	4, 557
	総計	191, 272 (74%)	18, 793	172, 479

⁽注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

^{2.} 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

^{3.} 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表 5 特定事業場の業種別内訳(1)

				<u>(1)</u>			(3)		
号	W		Tel Mer	平均排水量	② う ち	有害物質	平均排水量	④ うちる	有害物質
番号	業種 ・ 施 設 名	ì	総数	50m3/目以上	使用特	定事業場	50m³/ 日 未 満	使用特定	定事業場
				の事業場数		(地下浸透分)	の事業場数		(地下浸透分)
		(水)	181	61	8		120		
1	鉱 業 ・ 水 洗 炭 業	(瀬)	13	9	7		4		
			194	70	15		124		
1		(水)	25, 156	420	9		24, 736	10	
0	畜 産 農 業	(瀬)	10	9			1		
2			25, 166		9		24, 737	10	
		(水)	2, 954		58		2, 412	23	
2	畜産食料品製造業	(瀬)	78	78	11				
		(1)	3, 032	620	69		2, 412	23	
2		(水)	8, 045	587			7, 458		
3	水産食料品製造業	(瀬)	61	61	2		7.450		
		(-4-)	8, 106	648	2		7, 458	4	
4	保存食料品製造業	(水)	4, 782	486	5		4, 296	1	
	体 付 皮 竹 吅 炭 坦 耒	(瀬)	56 4, 838	54 540	1 6		4, 298	1	
		(水)	3, 203	153	7		3, 050	4	
5	みそ・しょう油グルタミン酸	(瀬)	26	25	3		3,030	4	
	ソーダ食酢等の製造業	(採集)	3, 229	178	10		3, 051	4	
		(水)	16	110	10		16	4	
6	小麦粉製造業	(瀬)	10				10		
		(1097)	16				16		
		(水)	66	39	1		27		
7	砂糖製造業	(瀬)	5	5	-				
		(100)	71	44	1		27		
		(水)	999	40			959		
8	パン・菓子製造業	(瀬)	14	13			1		
			1,013	53			960		
		(水)	564	58			506	2	
9	米菓・こうじ製造業	(瀬)	1	1					
			565	59			506	2	
		(水)	4, 129	470	55		3, 659	25	
10	飲料製造業	(瀬)	58	56	11		2		
			4, 187	526	66		3, 661	25	
		(水)	568	95	3		473	15	
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(瀬)	5	5					
			573	100	3		473	15	
		(水)	307	48	1		259	12	
12	動植物油脂製造業	(瀬)	16	16	2				
			323	64	3		259	12	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(水)	11	6			5		
13	イースト製造業	(瀬)	1	1					
		(1.)	12	7			5		
	~) W/ // ~ ~) W/ 4/1 \	(水)	88	51			37		
14	でん粉・化工でん粉製造業	(瀬)	4	4			6.5		
	<u> </u>		92	55			37		

表 5 特定事業場の業種別内訳 (2)

				<u>(1)</u>			(3)		
号				0	② う ち	有害物質	平均排水量	④ うちす	有害物質
番号	業 種 · 施 設 名	ì	総数				50m³/ 日 未 満		
				の事業場数		(地下浸透分)	の事業場数		(地下浸透分)
		(水)	74	12	1		62		
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(瀬)	1	1					
			75	13	1		62		
		(水)	2, 707	96			2, 611		
16	麺 類 製 造 業	(瀬)	22	22					
			2, 729	118			2,611		
		(水)	10, 305	223	1		10, 082	2	
17	豆腐・煮豆製造業	(瀬)	31	30			1		
			10, 336	253	1		10, 083	2	
		(水)	15	2			13		
18	インスタントコーヒー製造業	(瀬)	1	1					
			16	3			13		
18		(水)	560	138			422	1	
の	冷凍調理食品製造業	(瀬)	39	39					
2			599	177			422	1	
18		(水)	11	2			9		
の	たばこ製造業	(瀬)							
3			11	2			9		
		(水)	1,822	255	49		1, 567	103	
19	紡績業・繊維製品製造業	(瀬)	125	123	10		2		
			1, 947	378	59		1, 569	103	
		(水)	21	2			19	3	
20	洗 毛 業	(瀬)							
			21	2			19	3	
		(水)	26	19	8		7	1	
21	化 学 繊 維 製 造 業	(瀬)	14	14	8				
			40	33	16		7	1	
21		(水)	124	3			121		
の	一般製材業・木材チップ製造業	(瀬)							
2			124	3			121		
21		(水)	226	13	_		213	1	
の	合 板 製 造 業	(瀬)							
3			226	13			213	1	
21		(水)	20	1			19		
の	パーティクルボード製造業	(瀬)	1	1					
4			21	2			19		
		(水)	335	6	4		329	46	
22	木 材 薬 品 処 理 業	(瀬)							
			335	6	4		329	46	
		(水)	604	288	17		316	3	
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(瀬)	81	81	7				
			685	369	24		316	3	
23		(水)	1, 486	25	6		1, 461	185	
	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(瀬)	2	2	1				
2			1, 488	27	7		1, 461	185	

表 5 特定事業場の業種別内訳 (3)

				①			3		
号番号	 業種・施設名	4/	∴ */-	平均排水量	② う ち	有害物質	平均排水量	④ うち **	有害物質
音号	業種 · 施 設 名	糸	数数	50m³/ 日以上	使用特	定事業場	50m³/ 日 未 満	使用特定	定事業場
				の事業場数		(地下浸透分)	の事業場数		(地下浸透分)
		(水)	53	16	13		37	11	
24	化学肥料製造業	(瀬)	10	10	7				
		4.1.3	63	26	20		37	11	
	from 1/16 where also from NII. NII.	(水)	33	16	9		17	4	
26	無機顔料製造業	(瀬)	17	17	9				
		(4.)	50	33	18		17	4	
97	フの原無機ルヴェ光制日制光光	(水)	436	154	85		282	114	
27	その他無機化学工業製品製造業	(瀬)	77	77	47		000	114	
		(-14)	513	231	132		282	114	
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	28 2	8 2			20	1	
40	/ こ / レ / 奶 等 印 衆 垣 来	(瀬)	30	10			20	1	
		(水)	4	10			4	1	
29	コールタール製品製造業	(瀬)	4	4	3		4	1	
20	// // // // // // // // // // // // //	(VDR)	8	4	3		4	1	
		(水)	43	15	6		28	3	
30		(瀬)	2	2					
			45	17	6		28	3	
		(水)	11	5	3		6	2	
31	メタン誘導品製造業	(瀬)	1	1	1				
			12	6	4		6	2	
		(水)	44	16	11		28	8	
32	有機顔料・合成染料製造業	(瀬)	7	7	4				
			51	23	15		28	8	
		(水)	294	120	50		174	36	
33	合成樹脂製造業	(瀬)	38	37	16		1		
			332	157	66		175	36	
		(水)	16	8	7		8	2	
34	合成ゴム製造業	(瀬)	2	2	2				
			18	10	9		8	2	
		(水)	10	6	6		4		
35	有機ゴム薬品製造業	(瀬)	4	4	1				
		(43	14	10	7		4		
0.0	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	(水)	16	4	3		12	6	
36	合成洗剤製造業	(瀬)	2	2	1		10		
		(-14)	18	6	4		12	6	
97	その他石油化学工業	(水)	62	23	14		39	11	
37		(瀬)	26	26	19		20	11	
		(水)	88 28	49	33		39	11	
38	石 けん製造業	(瀬)	3	3	1		20		
30		(1代年)	31	3	1		28		
			31	3	1		20		

⁽注) 「25 か性ソーダ・か性カリ製造業」については、平成29年8月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、 同日より水質汚濁防止法の特定施設から削除されている。

表 5 特定事業場の業種別内訳 (4)

			1			3		
号	光 括 坎 凯 友	⋄ ⋄ * ⁄-	平均排水量	② う ち	有害物質	平均排水量	④ うち :	有害物質
番号	業種・施設名	総数	50m³/ 目以上	使用特	定事業場	50m³/ 日 未 満 1	使用特	定事業場
			の事業場数		(地下浸透分)	の事業場数		(地下浸透分)
38		(水)	2			2		
の	界面活性剤製造業	(瀬)						
2		4	2			2		
		(水)	7 1	1		6		
39	硬 化 油 製 造 業	(瀬)						
			7 1	1		6		
		(水)	1			8	1	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(瀬)	2					
		1:	3			8	1	
		(水) 49	10	4		39	5	
41	香料製造業	(瀬)	2 2	1				
		5:	12	5		39	5	
		(水) 16	3	2		13	1	
42	ゼラチン・にかわ製造業	(瀬)	1					
		17	7 4	2		13	1	
		(水) 10	4	2		6	1	
43	写真感光材料製造業	(瀬)	1	1				
		1.	5	3		6	1	
		(水)	2			4		
44	天然樹脂製品製造業	(瀬)	1					
			7 3			4		
		(水)	2			2		
45	木 材 化 学 工 業	(瀬)						
		4	2			2		
		(水) 456	153	100		303	87	
46	その他有機化学工業製品製造業	(瀬) 54	52	27		2	1	
		510	205	127		305	88	
		(水) 370	163	83		207	77	
47	医 薬 品 製 造 業	(瀬) 28	3 27	12		1		
		398	190	95		208	77	
		(水)	3	2		3	2	
48	火 薬 製 造 業	(瀬)	5					
		1	8	6		3	2	
		(水) 28	8	5		20	12	
49	農薬製造業	(瀬)	4	4				
		32	12	9		20	12	
		(水)	3 2	2		6	5	
50	有害物質含有試薬製造業	(瀬)						
		3	3	2		6	5	
		(水) 22	2 15	7		7	1	
51	石 油 精 製 業	(瀬) 1:	13	6				
		3!	5 28	13		7	1	
51	白動士田カノレ で ざい	(水) 116	3 40	18		76	13	
の	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(瀬) 18	18	8				
2	一一一一一一次四次但不	134	58	26		76	13	

表 5 特定事業場の業種別内訳 (5)

				(Î)			3		
号				_	②うち	有 宝 物 質	② 平均排水量	<u> </u>	有 宝 物 質
番号	業 種・ 施 設 名	á	総数				50m³/ 日未満		
75				の事業場数	7.0		の事業場数	0.2 7.6 7.0 7	(地下浸透分)
51	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手	(水)	17	5	1		12	3	
の	袋・糸ゴム・ゴムバンド(ラテック	(瀬)							
3	ス成形型) 製造業		17	5	1		12	3	
		(水)	138	8	4		130	20	
52	皮 革 製 造 業	(瀬)							
			138	8	4		130	20	
		(水)	661	102	75	(1)	559	229	
53	ガラス・ガラス製品製造業	(瀬)	5	5	3				
			666	107	78	(1)	559	229	
		(水)	2, 267	62	4		2, 205	45	
54	セメント製品製造業	(瀬)	10	7	3		3	2	
			2, 277	69	7		2, 208	47	
		(水)	4, 703		3		4, 368	106	
55	生コンクリート製造業	(瀬)	15				2		
<u> </u>		/ 1.5	4, 718	348	3		4, 370	106	
5.0	LUG FF 75)	(水)	23				23	6	
56	有機質砂かべ材製造業	(瀬)	00				00	0	
		(-44)	23				23	6	
-7	1	(水)	6	5			1	1	
57	人造黒鉛電極製造業	(瀬)	7	1			1	1	
		(水)	663	6	99		1	42	
58	 窯 業 原 料 精 製 業	(瀬)	5	61 5	23		602	42	
96	点 未	(拓貝)	668	66	26		602	42	
		(水)	739	65	20		674	5	
59	 	(瀬)	8	6	1		2	0	
00		(MR)	747	71	1		676	5	
		(水)	1, 587	146			1, 441	3	
60	砂利採取業	(瀬)	9	7			2		
			1, 596	153			1, 443	3	
		(水)	219	82	31		137	7	
61	鉄 鋼 業	(瀬)	43	43	22				
			262	125	53		137	7	
		(水)	243	70	47		173	81	
62	非 鉄 金 属 製 造 業	(瀬)	18	18	14				
			261	88	61		173	81	
		(水)	2, 286	461	316		1,825	452	
63	金属製品・機械器具製造業	(瀬)	58	55	37		3	2	
			2, 344	516	353		1,828	454	
63		(水)	35	5			30		
の	自動式洗びん施設	(瀬)	1	1					
2		,	36	6			30		
63		(水)	71	47	8		24		
0	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(瀬)	20	20	10				
3			91	67	18		24		

表 5 特定事業場の業種別内訳 (6)

				(Ī)			3		
号				0	②うち	有 宝 物 質	◎ 平均排水量(① うちさ	有 宝 物 質
番号	業 種・ 施 設 名	;	総数				50m³/ 日未満1		
方				の事業場数	/13 13		の事業場数	IX /13 14 /	(地下浸透分)
		(水)	12	2			10		
64	ガス供給業・コークス製造業	(瀬)	5	3	3		2		
01	200 JU	(100)	17	5	3		12		
64		(水)	686	260	15		426	12	
Ø	 水道・工業用水道施設	(瀬)	56	43	1		13	12	
2		(WR)	742	303	16		439	12	
		(水)	5, 723	1, 128	756		4, 595	1, 875	
65	酸・アルカリ表面処理施設	(瀬)	156	1, 120	101		4, 555	1, 575	
0.5	版 ノバハノ 衣面だ生地飲	(採集)	5, 879	1, 280	857		4, 599		
		(水)	1, 582		392			1, 877 972	
e e	電 与 め 。 き 拡 乳			419			1, 163		
66	電気めっき施設	(瀬)	1 611	28	25		1 164	072	
CC		(-14)	1, 611	447	417		1, 164	973	
66	エチレンオキサイド又は	(水)	134	3			131	5	
0	1・4-ジオキサンの混合施設	(瀬)	4	4			101		
2		/ L.	138	7	20		131	5	
66	14.6 Art 3114.	(水)	64, 571	3, 821	29		60, 750	15	
0	旅館業	(瀬)	425	351			74	1	
3		(1)	64, 996		29		60, 824	16	
66		(水)	1, 109	235			874	1	
0	共 同 調 理 場	(瀬)	37	36			1		
4			1, 146	271			875	1	
66		(水)	1, 054	298			756	3	
0)	弁当仕出屋・弁当製造業	(瀬)	56	55			1		
5			1, 110	353			757	3	
66		(水)	2, 671	693	6		1, 978		
0)	飲 食 店	(瀬)	247	200			47	1	
6			2, 918	893	6		2, 025	1	
66	7 1 + 5 10 1 +	(水)	60	11			49		
0)	そば店・うどん店・すし店・喫茶店	(瀬)	2	2					
7			62	13			49		
66	عاد العاد	(水)	47	2			45		
0)	料亭・バー・キャバレー・ ナ イ ト ク ラ ブ	(瀬)							
8			47	2			45		
		(水)	19, 514	425	37		19, 089	1, 124	
67	洗濯業	(瀬)	52	51	2		1		
			19, 566	476	39		19, 090	1, 124	
		(水)	4, 724	6	2		4,718	841	
68	写 真 現 像 業	(瀬)	6	4	2		2	1	
			4, 730	10	4		4, 720	842	
68		(水)	894	341	64		553	124	
Ø	病院	(瀬)	77	76	7		1	1	
2	714 124	(PDR/	971	417	71		554	125	
		(水)	189	104	1		85	123	
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(瀬)	103	104			00	1	
		(NOR)	199	114	1		85	1	
			199	114	1		00	1	

表 5 特定事業場の業種別内訳 (7)

									<u>(1)</u>			3		
号									_	② 5 b	有害物質	平均排水量	④ うちっ	有害物質
番号	業	種	•	施	設	名	ř	公本行				50m³/ 日 未 満		
7									の事業場数			の事業場数		(地下浸透分)
69							(水)	79	33			46		
0	中	央	卸	売	市	場	(瀬)	5	5					
2								84	38			46		
69							(水)	37	13			24		
0)	地	方	卸	売	市	場	(瀬)	1	1					
3								38	14			24		
							(水)	21	3			18		
70	廃	油	処	理	施	設	(瀬)	3	3					
								24	6			18		
70							(水)	828	7			821	6	
0)	自動車	分解	整備	事業	の洗	車施設	(瀬)							
2								828	7			821	6	
		_	_				(水)	32, 253	84			32, 169	35	
71	自動	式	車庫	듌 洗	浄	施設	(瀬)	16	15			1		
								32, 269	99			32, 170	35	
71	初亭井	(任)~	用サー	Z <i>T</i> .TT	<i>7</i> □	** FEX	(水)	4, 946	409	267	(1)	4, 537	2, 502	(3)
の	科学技 検 3						(瀬)	86	66	38		20	16	
2	D(1				• •			5, 032	475	305	(1)	4, 557	2, 518	(3)
71	. ńr. r	杉 杰	A	IH 1/2	: ⇒n ∽	ったフ	(水)	893	51	13		842	105	
0)	一般原		初处却	理施		ごめる 設	(瀬)	12	10	3		2		
3	//-		. ,	~_				905	61	16		844	105	
71							(水)	472	73	19		399	76	
0	産業	廃	棄物	勿 処	理	施設	(瀬)	8	8	3				
4								480	81	22		399	76	
71	トリク	, 口口				こよる	(水)	905	38	37		867	834	
0)	洗 (前各:		浄 セン・	施セスタ		設・パタノハ	(瀬)	5	5	4				
5	(刑台	ケート	1 // = 1	9 W t	5 07 2	は、一		910	43	41		867	834	
71						等の	(水)	43	6	6		37	34	
0)	蒸(前冬-		留 該当っ	施 ナスま		設 : 除く)	(瀬)	1	1	1				
6	(111) 11	/J (_	<u> </u>	7 W t	ح∕∨ر	-	,	44	7	7		37	34	
		⊢			1.7	30.	(水)	9, 772	8, 308			1, 464	18	
72	し	尿	処	理	施	設	(瀬)	627	605			22		
							(1)	10, 399	8, 913	83		1, 486	18	
		عد	ti be	⊢ /	700	+/ =n.	(水)	2, 162	2, 105	153		57	2	
73	卜水	. 追	終ラ	大 処	埋	施設	(瀬)	0.465	0.4					
							7.1.3	2, 162	2, 105	153		57	2	
	肚产士	· ૠ· Tロ	ا عدد	D HI⊾	-la 611	тш +/ эл	(水)	695	310	40		385	42	
74	符疋事	·兼場	かり	の那	水処	理施設	(瀬)	40	38	9		2	4.0	
								735	348	49		387	42	
	し尿浄	化槽	(201	人以上	:500 <i>)</i>	(以下)		9, 523	2, 048	15		7, 475	7	
_			也 域											
								9, 523	2, 048	15		7, 475	7	
							(水)	250, 847	27, 627	3, 105	(2)	223, 220	10, 475	(3)
	合			計			(瀬)	3, 148	2, 924	537		224	28	
								253, 995	30, 551	3, 642	(2)	223, 444	10, 503	(3)
(注)		釆早/			A November 1		_ ^ _	表第一の号番						

⁽注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、 下段は両者の合計である。

^{3.} 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表 6 届出関係、計画変更命令等(1)

			-							heler	At 1	, ,			her a - he	小貝们	蜀防止法
					第	5 条の届	出		第7条	第 8 画	条 に 基 変 更 命	づく 令等	第6条		第10条 届 出		第11条
				第1項	第2項	第5 有害物質 使用特定 施設	有害物質 有害物質 貯蔵指定 施設	計	届 出	第5条 関 係	第7条 関 係	計	第1項届出	氏名等 変更	使用 廃止	計	届 出
1	北	海	道	101		6	2	109	93				1	229	125	354	36
2	青	森	県	29			1	30	41					33	17	50	6
3	岩	手	県	115		3		118	31					113	99	212	23
4	宮	城	県	67				67	105					147	61	208	56
5	秋	田	県	66	1		2	69	35					66	92	158	22
6	山	形	県	100				100	65					139	143	282	32
7	福業	島	県	85		0	4	89	40					91	68	159	16
8	茨栃	城 木	県県	167 140		3	16 3	186 143	117					264 130	150 73	414 203	42
10	群	不 馬	県	55		1	3	143 59	54 59				1	75	57	132	16 17
11	埼	玉	県	190		1	8	199	64				4	219	293	512	62
12	千	葉	県	127		1	7	135	100				3	335	186	521	46
13	東	京	都	68		25	6	99	44				3	89	110	199	8
14		奈 川		78		1	1	80	45					86	60	146	14
15	新	潟	県	79			3	82	61				1	116	71	187	35
16	富	Щ	県	49				49	19					59	60	119	10
17	石	Ш	県	64			3	67	46					83	38	121	25
18	福	井	県	90		1	2	93	38					42	64	106	9
19	Щ	梨	県	127		4	10	141	44					123	124	247	90
20	長	野	県	157		3	1	161	56					130	80	210	35
21	岐	阜	県	119		3	4	126	53					81	64	145	23
22	静	岡,	県	94			10	104	108				_	193	93	286	37
23	愛一	知	県	230		1	6	237	240				3	334	326	660	59
24	三	重加	県	132		1	4	137	76				3	138	111	249	34
25 26	滋	賀都	県府	158		2	6	166 119	122				1	122 97	102 97	224 194	16 28
27	京大	阪	府	117 74		3	5	82	42 66				1	86	96	182	20 16
28	兵	庫	州県	64		3	5	69	48				1	145	92	237	12
29	奈	良	県	26			Ü	26	8				2	32	25	57	4
30		歌山		106			2	108	22					56	57	113	16
31	鳥	取	県	20		1		21	26					40	35	75	8
32	島	根	県	60			2	62	31					53	101	154	18
33	岡	Щ	県	41			3	44	10				1	41	36	77	15
34	広	島	県	87		1	1	89	32					83	63	146	14
35	山	П	県	38			8	46	13					48	32	80	5
36	徳	島	県	58		1		59	20				2	48	40	88	17
37	香	Ш	県	83		3	2	88	23					63	88	151	22
38	愛一	媛	県	66				66	28				3	86	146	232	51
39	高短	知	県	41		_	_	41	11					50	36	86	16
40	福	岡	県	93		6	5	104	66				1	141	118	259	29
41 42	佐長	賀崎	県県	75 82			3	78 83	39 50					54	36	90	3
42	反 熊	本	県	113		3	1	83 116	21					60	42	102	19
43	大	分	県	94		3		94	21					49	39	88	34
45	宮	崎	県	74				74	45					116	84	200	34
		<u> </u>		78			3	81	51					133	49	182	13
47	沖	縄	県	71				71	23					87	14	101	20
		 存県計		4, 248	1	74	144	4, 467	2, 452				31	5, 005	3, 993	8, 998	1, 163
	政令	市計		1,803	1	151	96	2,051	1, 248				39	2,664	2,007	4,671	394
	合	計		6, 051	2	225	240	6, 518	3, 700			-	70	7, 669	6,000	13, 669	1, 557

表 6 届出関係、計画変更命令等(2)

		第	5条の届	出			第 8 計 画	条 に 基 変 更 命	づく 令等	第6条		第10条 届 出	73.52.13	闽 四 正 伝
	第1項	第2項	第5 有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設	<u>≅</u> -	第7条 届 出	第5条	第7条	計	第1項届出	氏名等 変更	使用廃止	計	第11条 届 出
1 札 幌 市			5	加山人	5	3					23	9	32	1
2 函 館 市	2				2	3					8	7	15	
3 旭 川 市 4 青 森 市	3				3	2					10 22	1 3	11 25	1
5 八 戸 市	10				10	9					13	4	17	
6 盛 岡 市	10	1			11	3					19	6	25	
7 仙 台 市	41		3		44	29					153	95	248	47
8 秋 田 市	16		1		17	8				1	20	8	28	
9 山 形 市	12				12 10	10					21	19 9	40	
10 福 島 市 11 郡 山 市	10 19				19	5 18					11 33	13	20 46	
12 いわき市	39			4	43	46					38	24	62	9
13 水 戸 市	8		1		9	3					5	7	12	1
14 つくば市	79		4	3	86	37					29	81	110	2
15 宇都宮市	29		2	2	33	23					18	27	45	4
16 前 橋 市 17 高 崎 市	11 21				11 21	3					30 25	8 10	38 35	
18 伊勢崎市	26				26	6					17	14	31	2
19 太 田 市	8				8	6					10	11	21	
20 さいたま市	13		5		18	3					22	16	38	1
21 川 越 市	5				5	14					33	7	40	2
22 熊 谷 市	10			0	10	7					21	11	32	
23 川 口 市 24 所 沢 市	9 7			2	11 7	7				2	11 26	9 12	20 38	
25 春日部市	5				5	5					6	5	11	3
26 草 加 市	2				2						4	2		1
27 越 谷 市	7				7	2					5	4	9	3
28 千 葉 市	27		3	2	32	24					35	12	47	2
29 市 川 市	5				5	7					41	11	52	
30 船 橋 市 31 松 戸 市	10		1		11	11					47 12	25 10	72 22	
32 柏 市	11		3	1	15	1					22	12	34	1
33 市 原 市	17				17	11				2	30	15	45	5
34 八王子市	19		1	2	22	9					26	38	64	6
35 町 田 市	10				10	2					26	11	37	
36 横 浜 市	122		6	5	133	61					153	69		14
37 川 崎 市 38 相模原市	46 18		9	5	60 18	42 23					61 22	46 11	107 33	5 2
39 横須賀市	4				4	2					12	8		
40 平 塚 市				1	19	27					33	30		
41 藤 沢 市	28		1		29	8					9	25		
42 小田原市	5			_	5	2					10	7	17	
43 茅ヶ崎市	10 15		1	3	13 16	11					9	8 13		
44 厚 木 市 45 大 和 市	15 3		1		16 3	12					12 7	13		
46 新 潟 市				3	32	11					30	18		
47 長 岡 市	8				8	3					12	3	15	
48 上 越 市	7		1		8	13					14	5	19	
49 富 山 市	35			3	38	11					26	18	44	
50 金 沢 市 51 福 井 市	18			2	18	3					47	21	68 24	
51 福 井 市 52 甲 府 市	15 7			2	17 7	4 2					11 8	13 5	13	
53 長 野 市					10	23					51	9		
54 松 本 市	14				14	5					16	9		
55 岐 阜 市	22				22	9					27	24	51	6

表 6 届出関係、計画変更命令等(3)

													小貝印	蜀 防止法
		第	5条の届	出			第 8 計 画	条 に 基 変 更 命	づく 令等	第6条		第10条 届 出		
	第1項	第2項	第5 有害物質 使用特定 施設	3 項 有害物質 貯蔵指定 施設	計	第7条 届 出	第5条	第7条	計	第1項届出	氏名等 変更	使用廃止	計	第11条 届 出
56 静 岡 市	ī 22		加山以	ле _{вх}	23	15					42	16	58	10
57 浜 松 市	ī 32		6	1	39	53				2	61	45	106	15
58 沼 津 市					6	15					12	13	25	4
59 富 士 市 60 名 古 屋 市			1 3	2	17 34	29 35				7	19 53	21 56	40 109	1 8
60 名 古 屋 市 61 豊 橋 市	_		3	4	21	22				1	29	17	46	17
62 岡崎市					30	11					30	26	56	6
63 一 宮 市	ī 10				10	2					37	11	48	5
64 春 日 井 市				1	10	5					38	12	50	3
65 豊 田 市				3	44	64					49	75	124	7
66 四日市市 67 大津市				2	39 23	44 7					31 12	25 19	56 31	5 3
68 京都市			28	2	49	20				16	35	46	81	1
69 大 阪 市			14	5	32	15				6	52	41	93	6
70 堺 市			4	4	12	7					21	7	28	6
71 岸和田市			_	_	2	_					8	3	11	
72 豊 中 市 73 吹 田 市			6	2 3	20 53	6 26					6 9	13 38	19 47	
74 高 槻 市			1	1	8	9					7	8	15	1
75 枚 方 市					7	6					13	11	24	2
76 茨 木 市	ī 13		1		14	8					11	15	26	1
77 八 尾 市			1	1	6	3					7	8	15	1
78 寝屋川市					3	2					4	2	6	4
79 東大阪市80 神戸市			2	2	2 40	2					35	1 28	1 63	2
81 姫 路 7			1	4	20	8					21	18	39	2
82 尼 崎 市			11	1	16	8					17	15	32	1
83 明 石 市	ī 11			1	12	14					20	15	35	2
84 西 宮 市					7	1					16	15	31	1
85 加 古 川 市 86 宝 塚 市					5 2	4				1	11	5	16	2
86 宝 塚 市 87 奈 良 市					9	1					8	5	13	2
88 和歌山市			1	1	11	9					24	21	45	4
89 鳥 取 市					15	7					20	17	37	5
90 松 江 市					21	14					17	11	28	2
91 岡 山 市			4		39	16					53	56	109	10
92 倉 敷 市 93 広 島 市			2	5	20 29	11 25					18 30	15 21	33 51	1 7
94 吳 市					9	8					19	3	22	4
95 福 山 市	ī 20			1	21	7					15	21	36	2
96 下 関 市				2	6	1					7	1	8	
97 徳 島 市					10	2					19	16	35	6
98 高 松 市 99 松 山 市					17 5	5 10					21 26	15 9	36 35	13
100 高 知 7					11	10					7	7	14	
101 北九州市			6	2	14	15				1	30	8	38	
102 福 岡 市			2		5	7				1	25	19	44	3
103 久留米市			1		7	2					3	6	9	
104 佐 賀 市 105 長 崎 市				1	20 25	8 18					20 44	18 97	38 141	2 5
100 长 崎 「					6	4					16	24	40	3
107 熊 本 市				1	23	10					23	12	35	2
108 大 分 市	ī 20		1		21	6					34	14	48	6
109 宮 崎 市				2	29	8					13	35	48	3
110 鹿児島 市111 那 覇 市				1	30	7					19	30	49	5
111 那 覇 市 政令市計	12 1,803	_	151	96	2, 051	1, 248				39	3 2, 664	2,007	4, 671	394
► 14 114 H1	1,000	1	101	50	۵, ۱۰۰۱	1,410		l	l	00	۵,001	۵, ۰۰۱	1, 011	0.74

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(1)

i										34x /1 x 444		-	r strake				7	7入給杏 (第22条第1	項)		水質汚潛	协止法
1					改善命令	ì		時停止命	1令	浄化措 (第14		要 (第23条	:請 ⊱第3項)						カンシボ 来 1 査事業場数				
																						計	- 1 111-1
				第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用水 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの		(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	定施設を設
1	北	海	道											635		36	1			636		36	
2	青	森	県											244						244			
3	岩	手	県											455		103	1			456		103	
4	宮	城	県											395	3					395	3		
5	秋	田	県											557		2				557		2	
6	山	形	県											470						470			
7	福	島	県											304		57				304		57	
8	茨	城	県											671		154				671		154	
9	栃畔	木馬	県県	1			1							260 284		152 54				260 284		152 54	
10	群埼	玉	県	1										1, 172		307	1			1, 173		307	
12	千	葉	県	1										655		74	1			655		74	
13	東	京	都											261		73				261		73	
14	神	奈 川												96		43				96		43	
15	新	澙	県											345		87	8		2	353		89	
16	富	山	県											93		26				93		26	
17	石	Щ	県											168		62				168		62	
18	福	井	県											163	1	24				163	1	24	
19	山	梨	県											354		84				354		84	
20	長	野	県											603		154				603		154	
21	岐	阜	県											592		221				592		221	
22	静	岡	県											365		79	9			374		79	
23	愛	知	県											1,673		325				1,673		325	
24	Ξ	重	県											503		81				503		81	
25	滋	賀	県											266		49				266		49	
26	京	都	府											192		60				192		60	72
27	大兵	阪	府											603		142				603		142	57
28 29	奈	庫良	県県											225 158		29				225 158		29	22 70
30	和	歌山												81		41				81		41	32
31	鳥	取	県											119						119		- 11	
32	島	根	県											130		13				130		13	
33	岡	山	県											372		37				372		37	186
34	広	島	県											477		12				477		12	119
35	山	П	県											349		20				349		20	222
36	徳	島	県											161		20				161		20	63
37	香	Щ	県											548		19				548		19	142
38	愛	媛	県											306		11				306		11	72
39	高	知	県											184						184			
40	福	岡	県	1	-									334	-	47				334		47	13
41	佐	賀	県											179		42				179		42	
42	長	崎	県											1, 048		0.5				1, 048		0.5	
43	熊士	本分	県											226		37				226		37	0.5
44 45	大宮	分崎	県県											365 399		23 56				365 399		23 56	93
46	_	児島		1										237		96				237		96	
47	沖	組	県	1										104		1				104		1	
	1	府県計	211	4			1							18, 381	-		20		2	18, 401	4		1, 163
		令市計												9, 586		2, 048	418		14	10, 004		2, 062	1, 715
	슼	計		4			1							27, 967			438		16		4		2, 878

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

			_									/1 ···	5.1869						水質	[汚濁]	方止法
							公共用	alc tall				行政指	7年			地-	F-lv				
					指導件数		公共用		指導内容				指導件数	:		理		指導内容			
				文書	口頭	숨計	処理施 設の設 置・改 善	排水の 一時停 止	水濁法 第14条 第 1 項 及項 第 2 項	その他	숨좕	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水の浄化	その他	合計
1	北	海	道	21	175	196	20		44	141	205		1	1						1	1
2	青	森	県	50	52	102	24		4	81	109										
3	岩	手	県	30	46	76	31		27	19	77		1	1						1	1
4	宮	城	県	42	61	103	14		15	76	105	1		1						1	1
5	秋	田	県	23	121	144	26	1	26	91	144		1	1				1			1
6	山	形	県	8	153	161	14	1	4	154	173		3				1			2	3
7	福	島	県	16	82	98	23		17	62	102		1	1				1		1	2
8	茨	城	県県	160	181	341	58 2		31 20	256	345	2	34	36	2		2	9		23	36
9	栃群	木馬	県	63 22	6 89	69 111	21	3	34	70 71	92 129	5	19	24	12	2	22	21		6	63
11	埼	玉	県	78	379	457	46	1	76	362	485	4		47	12	2	7	19		31	57
12	千	葉	県	64	176	240	88	1	58	110	256	1		35	3		4	11		17	35
13	東	京	都	4	39	43	11		- 50	32	43		22	22			1	2		22	25
14	神	奈 川	県	1	4	5	1			4	5	3		17	5		7	2		15	29
15	新	澙	県	25	20	45	26		31	8	65	3		9			2	7		1	10
16	富	Щ	県		15	15	3		2	10	15										
17	石	Ш	県	1		1				1	1										
18	福	井	県	4	10	14	4		6	8	18		5	5			2	3			5
19	山	梨	県	21	193	214	40		38	175	253		7	7			3	3		1	7
20	長	野	県	61	60	121	43	2	15	80	140	6	10	16				11		19	30
21	岐	阜	県	1	39	40			1	39	40										
22	静	岡	県	5	47	52	5		6	43	54		40	40				40			40
23	愛	知	県	93	1024	1117	37		3	1255	1295	5	133	138			125	61			186
24	三	重	県	27	203	230	27		23	200	250		_					_			
25	滋	賀	県	52	17	69	4		8	57	69	17	9	26			9	6	1	10	26
26 27	京大	都阪	府府	11 46	101	147	11 34		31	92	11 157		24	24			3	6		15	24
28	八兵	庫	県	40	21	25	4		10	11	25		5	5			1	4	1	10	6
29	奈	良	県	21	21	42	28		10	14	42		1	1			1		1		1
30	和	歌山	県	3	92	95	20	1	9	85	95		18				6	9		5	20
31	鳥	取	県	14	4	18	14		2	2	18										
32	島	根	県	33	3	36			6	43	49	4		4			2	2			4
33	岡	山	県	52	12	64	47		3	19	69	1		1			1				1
34	広	島	県	50		50	22			28	50										
35	Щ	П	県	16	7	23	8		3	15	26										
36	徳	島	県	4	3	7	4			3	7		6	6				2		4	6
37	香	Ш	県	9	23	32				28	33										
38	愛	媛	県	3	24	27	5		14	8	27										
39	高	知	県	3	26	29	9		8	12	29										
40	福	岡	県	17	17	34	5		17	12	34										
41	佐巨	賀	県旧	10	18	28	18		1	9	28										
42 43	長熊	崎 本	県県	25 3	2	27	17 5		6	2	27 7										
43	大	分	県	3 7	4 9	7 16				5	16										
44	内宮	崎	県	13	15	28	26			2	28										
46	鹿	児島	県	31	1.0	32	31		1	2	32										
47	沖	縄	県	7	59	66	16		3	47	66										
		府県計		1, 254	3, 654	4, 908	888	9	603	3, 846	5, 346	52	437	489	22	2	199	220	2	175	620
	政令	令市計		555	533	1, 088	552	8	116	451	1, 127	39		198	3		42	115		72	232
	合	計		1,809	4, 187	5, 996	1, 440	17	719	4, 297	6, 473	91	596	687	25	2	241	335	2	247	852
(11)		7.指道が対								次の合計			tal.)								

⁽注)1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(3)

		改	女善命令		-1	時停止命	令	浄化措 (第14:		要 (第23条	請:第3項)				<u> 1</u>		第22条第1 查事業場数		,	小 質7万%	蜀防止法
																				計	うち瀬戸内
		3米	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用水 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの		(うち第5 条第2項 に係るも の)		海法上の特 定施設を設
	†ī											50						50			
	市 市											10		2				10 45		2	
	†											45 60		3				60		3	
5 八 戸 ī	†ī											73			27			100			
	市 ·											34		9				34		9	
	市 市											80 70		16	8			80 78		16	
	†											58		29	0			58		29	
	ħ											74		4				74		4	
	ħ											80		35				80		35	
	ち ち											145 9		3 4				145 9		3	
13 水 戸 ī 14 つくばī	市 市											9		3				9		3	
	†ī											96		32				96		32	
16 前 橋 市	Ħ											98						98			
	市 士											136		64				136		64	
	市 市											71 50		42				71 50		42	
20 さいたます												118						118			
21 川 越 ī	ħ											183		56				183		56	
	†ī											94		-				94		_	
	市 市											124 52		5 6				124 52		5	
	†ī											26		1				26		1	
26 草 加 市	Ħ											14		3				14		3	
	市 ·											125		24				125		24	
	市 市											91 102		1 6				91 102		1 6	
	†i											154		5				154		5	
31 松 戸 ī	ħ											24		13				24		13	
	†i											30						30			
	市 市											127 28		6				127 28		6	
	†											35		14				35		14	
36 横 浜 ī	ħ											425		70				425		70	
	†											115		12	2			117		12	
38 相 模 原 7 39 横 須 賀 7												73 22		17				73 22		17	
	ı، †											21		8				21		8	
	ħ											52		1				52		1	
42 小田原市												32		2				32		2	
	市 市											11 8						11 8			
	† †											20						20			
	†ī											214		9	1			215		9	
	†											56		1	1			57		1	
	市 市											110 212		4				110 212		4	
	市 市											118		59	4		1	122		60	
	†ī											92		3				92		3	
	†											7						7			
	†i ŧi											62 78		3				62 78		3	
	市 市											78 66		24 46				78 66		24 46	

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(4)

													- >>-						水質	[汚濁]	方止法
							公共用	alv toli:				行政指	導			₩h	E-Jr				
			ŀ		指導件数		公共用		指導内容	:			指導件数			地门		指導内容			
			•	文書	口頭	合計	処理施 設の・改 善	排水の 一時停 止	水濁法 第14条 第1項 及項 第 変項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水の浄化	その他	合計
1	札	幌	市	3		3	3				3		18	18			9	9			18
	函	館	市		2	2	2				2										
	旭	川	市	2	4.0	2	2				2										
	青八	森戸	市市	5 8		23 15	5		17 4	1 12	23 16										
-	盛	岡	市	5		8			1	7	8		1	1				1			1
	仙	台	市	4	4	8	8				8							_			
8	秋	田	市	1	1	2	1			1	2										
9	Щ	形	市	1	8	9	2			7	9		1	1			1				1
\vdash	福	島	市	4	6	10	5		2	3	10										
	郡	山 *-	市士	-	3	3	3		_		3										
	い 水	わ き 戸	市市	7		18 3	7		7	4	18 3										
	小つ	くば	市	4		4	2		2		4										
	宇	都宮	市	3		3	3				3										
16	前	橋	市	6		6	4			2	6										
	高	崎	市	7		7	7				7										
	伊士	勢崎	市士	17	33	50	30	2	6	17	55										
	太 さı	田 いたま	市	10	12	12 10	12 10				12 10										
+	ш,	越	市	17		17	17				17										
	熊	谷	市	6	6	12	6			6	12										
23	Ш	П	市	19	2	21	20	1			21	2		2				2			2
	所	沢	市	5		23			2	21	23		5	5				1		4	5
-	春	日 部	市	3		4	3		1		4										
	草越	加 谷	市市	3 23	1	4 23	4 23				4 23										
	千	葉	市	6	1	7	6			1	7										
	市	川	市	8	10	18	8		10	1	18										
	船	橋	市	11		11				11	11										
31	松	戸	市		3	3	3				3										
	柏	_	市	2		2	2				2										
	市	原 エマ	市	11	2	11	11			0	11										
	八町	王子田	市市	2	2	2	2			2	2 2										
-	横	浜	市	2	1	3	2			1	3		29	29				29			29
	Ш	崎	市	4	13	17				7	17	4		9						9	Ć
38	相	模 原	市		20	20	17	5			22										
	横一	須 賀	市	1	4	5	1		4		5		4	4				4			4
\vdash	平	塚	市	6		6				6	6			-							
	藤小	沢 田 原	市市	2	2	2				2 2	2 2	1	1	1			1	1			1
	茅	から	市		2	2				2	2		1	1				1			,
	厚	木	市																		
45	大	和	市		3	3	3				3										
	新	澙	市	10		10				10	10										
	長	岡	市士	3		3					3		1	1			1				1
	上	越山	市市	2 13	1 4	3 17	3 17				17										
	富金	沢	市市	13 5		17 5					17 5										
-	福	井	市	2		9	9				9										
	甲	府	市		1	1				1	1										
53	長	野	市	1	4	5	1			4	5										
	松	本	市	1	2	3	1		2		3		1	1			1				1
	岐	阜	市	2	11	13	+153首/H-3		2	11	13										

(注)1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(5)

		改善命令	,	一時停止命令 浄化措置命						請	水質汚濁防止法 立入検査 (第22条第1項)										
				- 413 Mb la			(第14条の3)		(第23条第3項)			立入検査事業場数 計									
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用水 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの		(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る	定施設を設	
56 静 岡 市 57 浜 松 市											57 115		5 57				57 115		5 57		
58 沼 津 市 59 富 士 市											29 71			54			29 125				
60 名 古 屋 市	_										379		217	8			387		217		
61 豊 橋 市 62 岡 崎 市											96		7				96		7		
62 岡崎市											56 177		26				56 177		26		
64 春 日 井 市											54			2			56				
65 豊 田 市 市	_										99 73	1	30				99 73		30		
67 大津 市											62		13				62		13		
68 京 都 市											71		42				71		42	8	
69 大 阪 市 70 堺 市											649 126		612 35	13		13	662 126		625 35	38 56	
71 岸和田市											31		55				31		33	50	
72 豊 中 市											21		6				21		6		
73 吹 田 市 74 高 槻 市											40 77		23 20				40 77		23 20	8 26	
75 枚 方 市											34						34			12	
76 茨 木 市											25		16				25		16	_	
77 八 尾 市 78 寝 屋 川 市											67 42		2 25				67 42		2 25	5 1	
79 東 大 阪 市											10						10			4	
80 神 戸 市	-										130		36				130		36	74	
81 姫 路 市 82 尼 崎 市											166 193		14	4			170 193		14	78 139	
83 明 石 市											101		14				101		14	56	
84 西宮 市											52		1				52		1	6	
85 加 古 川 市 86 宝 塚 市	+										72 10		1				72 10		1	47	
87 奈 良 市	ī										4		1				4		1		
88 和歌山市											159			229			388			308	
89 鳥 取 市 90 松 江 市											33 3						33				
91 岡 山 市											253		15				253		15		
92 倉 敷 寸 93 広 島 寸											239 114		6 25	25			264 114		6 25	211 51	
94 呉 市											51		5				51		5		
95 福 山 市	_										53		6	5			58		6	39	
96 下 関 市 97 徳 島 市											32 85		2 29	3			35 85		2 29	20 50	
98 高 松 市											139		23				139		23	41	
99 松 山 市											93			6			99			48	
100 高 知 市 101 北 九 州 市											16 151		41	9			16 160		41	127	
102 福 岡 市											46		13	J			46		13		
103 久 留 米 市											32		6				32		6		
104 佐 賀 市 105 長 崎 市											43 40		7				43 40		7		
106 佐 世 保 市	-										70						70				
107 熊 本 市											31						31				
108 大 分 市 109 宮 崎 市											171 36		6	17			188 36		6	112	
110 鹿 児 島 市							L				138		15		<u>L</u>		138		15		
111 那 覇 市	_																				
政令市計	0]		9, 586		2, 048	418		14	10,004		2, 062	1, 715	

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

																			水質	[汚濁]	方止法
							A # H =	lv tdt:				行政指	導			- 444	ピーレ				
					指導件数		公共用水域 指導内容						指導件数		地下水 指導內容						
			•	文書	口頭	合計	処理施 設の改 置・改 善	排水の 一時停 止	水第14条 第14条 第2項 第2項	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水の浄化	その他	合計
56	静	岡	市	31	17	48	20		24	16	60										
57	浜	松	市	4	44	48	4		15	32	51		18	18			13	15			28
58	沼富	津	市	0		0	1			C	7										
59 60	富名	古屋	市市	2	8	2 12	1 2			6 10	7 12	2	30	32			10	11		21	42
61	豊	橋	市	13	48	61	61			10	61		30	32			10	11		21	12
62	岡	崎	市	1		1	1				1										
63	_	宮	市	6	49	55	6			49	55										
64	春	日 井	市	6	6	12	6		1	5	12	1	6	7				6		1	7
65	豊	田	市	3	18	21	3			18	21										
66	四十	日市津	市	8	3	3				3	3		1	1						1	1
67 68	大京	都	市市	1		8				8	8	1		1						1	1
69	大	阪	市	1		1	1			1	1	1		-						1	-
70	堺		市	7	12	19	7			13	20										
71	岸	和 田	市	3		3	3				3										
72	豊	中	市																		
73	吹	田	市	1	5	6				6	6	1	4	5				1		4	5
74	高松	槻	市	2	22	24	6			20	26		2	2				2			2
75 76	枚茨	方 木	市市										12	12			1	6		5	12
77	八	尾	市	28		28	28				28		15	15			1	Ü		Ü	15
78	寝	屋川	市	34		34				34	34	8		8			2	2		6	10
79	東	大 阪	市																		
80	神	戸	市	9		9	8			1	9										
81	姫	路	市	2		2				2	2										
82	尼四	崎	市	1		1				2	2										
83 84	明西	石宮	市市	2		2				2	2										
85	加加	古川	市	2	7	7	1			6	7										
86	宝	塚	市																		
87	奈	良	市																		
88	和	歌 山	市	2		2	2				2										
89	鳥	取	市		5	5	1		8		9										
90	松岡	江 山	市市	30	15	45	18			27	45	19	1	20	3		3	7		17	30
92	倉	敷	市	20	10	20	20			21	20	13	1	20	3		3	,		11	50
93	広	島	市	2		2	2				2										
94	呉		市	1		1	1				1										
95	福	Щ	市	4	4	8	7			2	9										
96	下	関	市	2	2	4	2			2	4										
	徳	島松	市市	1.5	4	4	4 15				4 15										
	高松	仏	市	15 5	4	15 9	15			9	15										
	高	知	市	3	3	3			3		3										
	北	九州	市	3	4	7				7	7										
102	福	岡	市	2	2	4	2			2	4										
103		留 米	市	3	3	6	3		2	1	6										
104		賀	市	5	6	11	1		2	10	13		5	5				4		3	7
105		- 崎	市		1	1			1		1										
106 107		世保本	市市	8	1	8	4			8	8										
	大	分	市	2	1	3	3				3										
	宮	崎	市	1	14	15	5			10	15										
110		児 島	市	17		17	17				17		14	14				14			14
111		覇	市																		-
		令市計 5.指導273		555	533	1,088	552	8	116	451	1, 127	39	159	198	3		42	115		72	232

| 政令市計 | 555 | 533 | 1,088 | 552 | 8 | 116 | 451 | 1,127 | 39 | 159 | 198 | 3 | (注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(7)

						→lr ii	■注筆1/4条	第1項及び	笙り頂にき	ナオス行政セ	台道			7.	水質汚濁	防止法
				排出	出水	小冶	別仏 第14余	加工供及い	和4項に外	1 7 1 1 以打	177	特定地	下浸透水			
		指導件数		D4H		指導内容				指導件数	1	, v ALAB	· concerts	指導内容		
	か幸	Пщ	소화	中測中	本 郭縕	半 根 左	虚偽	合計	かま	口部	合計	- 和中	本 記程	 本化.专	虚偽	合計
	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	压1為	合計	文書	口頭	古計	未測定	未記録	未保存	座1為	古計
1 北 海 道	2	42	44	40	1	3		44								
2 青 森 県	2	2	4	4				4								
3 岩 手 県		27	27	26		1		27								
4 宮 城 県	12	3		14	2	3		19								
5 秋 田 県		26		26				26								
6 山 形 県 7 福 島 県		4 10		4 10				4 10								
8 茨 城 県	5	26		23	5	3		31								
9 栃 木 県		1		15	5	ū		20								
10 群 馬 県	4	28		32	1	1		34								
11 埼 玉 県	23	53	76	69		7		76								
12 千 葉 県		58	58	31	7	20		58								
13 東 京 都																
14 神奈川県	0	00	0.1	90		0		0.1								
15 新 潟 県 16 富 山 県	8	23		28	1	2		31								
17 石 川 県		2	2	2				2								
18 福 井 県		2	2	2	2	2		6								
19 山 梨 県		38	38	38				38								
20 長 野 県	9	6	15	15				15								
21 岐 阜 県		1	1	1				1								
22 静 岡 県		6	6	6				6								
23 愛 知 県		3	3	3	7	c		3								
24 三 重 県 25 滋 賀 県	5	23		10 8	7	6		23 8								
26 京 都 府			0	0				0								
27 大 阪 府		20	31	28	1	2		31								
28 兵 庫 県		2	2	2				2								
29 奈 良 県																
30 和 歌 山 県		9	9	9				9								
31 鳥 取 県		1	1	1				1								
32 島 根 県 33 岡 山 県	6		6	6				6								
34 広島 県	ا		3	ა				ა								
35 山 口 県	3		3	3				3								
36 徳 島 県																
37 香 川 県																
38 愛 媛 県	1	13		14				14								
39 高 知 県		8		8				8								
40 福 岡 県 41 佐 賀 県		17		17				17								
41 佐 賀 県 42 長 崎 県		1	1	1				1								
43 熊 本 県		U	0	0				0								
44 大 分 県																
45 宮 崎 県																
46 鹿 児 島 県		1	1	1				1								
47 沖 縄 県		3		3				3								
都道府県計	113	468		509				591								
政令市計	17	99		98				118								
合 計 (注)1件の指導が複数	130	567	697	607	38			709								

⁽注)1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(8)

水質汚濁防止法

	1					1.8	四汁 佐い 4 を・	第1元 フィッ	(体ので)マー	+++ 7 € +L L	心治			7.	水質汚濁	防止法
				排出	出水	水岩	■広界14条	労Ⅰ垻及び	第2項に対	†する行政‡	日等	特定地	下浸透水			
		指導件数		<i>₽1</i> *E	. •	指導内容				指導件数	I			指導内容		
	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
	人音	口頭	- II	不例足	不能數	水冰行	压闷	- FI	人音	口頭	百百	不例足	不记录	不体行	压闷	19.91
1 札 幌 市																
2 函 館 市																
3 旭 川 市 4 青 森 市		17	17	17				17								
4 青 森 市 5 八 戸 市	2			4				4								
6 盛 岡 市		1	1	1				1								
7 仙 台 市																
8 秋 田 市																
9 山 形 市 10 福 島 市		2	2	2				2								
11 郡 山 市			-													
12 いわき市		7	7	7				7								
13 水 戸 市																
14 つくば市15 宇都宮市	2		2	2				2								
16 前 橋 市																
17 高 崎 市																
18 伊 勢 崎 市		6	6	6				6								
19 太 田 市																
20さいたま市21川越市																
22 熊 谷 市																
23 川 口 市																
24 所 沢 市	1		2			2		2								
25 春 日 部 市 26 草 加 市		1	1	1				1								
27 越 谷 市																
28 千 葉 市																
29 市 川 市		10	10			10		10								
30 船 橋 市 31 松 戸 市																
31 松 戸 市 32 柏 市																
33 市 原 市																
34 八 王 子 市																
35 町 田 市																
36 横 浜 市 37 川 崎 市																
38 相 模 原 市																
39 横 須 賀 市		4	4	4				4								
40 平 塚 市																
41 藤 沢 市																
42 小田原市 43 茅ヶ崎市																
44 厚 木 市																
45 大 和 市																
46 新 潟 市																
47 長 岡 市																
48 上 越 市 49 富 山 市																
50 金 沢 市																
51 福 井 市																
52 甲 府 市																
53 長 野 市			0	0				0								
54 松 本 市 55 岐 阜 市	2	2	2	2 2				2 2								
(注) 1 件の指導が複数		会ま. 畑 < 2	* + 7 + 11		#. m ∧ ≊l 1	: 指導内容	o Λ 31) t λ	_	71.1 2.1.		1	İ				

(注)1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(9)

	1					ال مالد	四斗位14名	竺 1 7五 17. マド	生の西にも	レーフィニアト	E M			7	水質汚濁	防止法
				排出	出水	水池	闽达界14条	第1項及び	弗 2 頃にメ	「する仃政打	百得	特定地	下浸透水			
		指導件数				指導内容				指導件数	<u> </u>			指導内容		<u> </u>
	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
	7,6		Пи	NINGAL.) Tracago	NIKE II	VIII. Ind	Пи	7,6		ши	/NIAIAL) Kuday	>IKPIKI3	7.512. [109	Пи
56 静 岡 市								26								
57 浜 松 市 58 沼 津 市		15	15	15				15								
59 富 士 市																
60 名 古 屋 市																
61 豊 橋 市																
62 岡 崎 市 63 一 宮 市																
64 春 日 井 市		1	1	1				1								
65 豊 田 市																
66 四日市市																
67 大 津 市 68 京 都 市																
69 大 阪 市																
70 堺 市	1															
71 岸 和 田 市 72 豊 中 市																
73 吹 田 市																
74 高 槻 市																
75 枚 方 市																
76 茨 木 市77 八 尾 市																
78 寝 屋 川 市																
79 東 大 阪 市																
80 神 戸 市 81 姫 路 市																
82 尼 崎 市																
83 明 石 市																
84 西宮市																
85 加 古 川 市 86 宝 塚 市																
87 奈 良 市																
88 和歌山市																
89 鳥 取 市 90 松 江 市		8	8	4	2	2		8								
91 岡 山 市																
92 倉 敷 市																
93 広島市 94 呉 市																
94 呉 市 95 福 山 市																
96 下 関 市																
97 徳 島 市																
98 高 松 市 99 松 山 市																
100 高 知 市		3	3	3				3								
101 北 九 州 市																
102 福 岡 市								0								
103 久 留 米 市 104 佐 賀 市		2 2		2 2				2								
105 長 崎 市		1	1	1				1								
106 佐世保市																
107 熊 本 市 108 大 分 市																
108 人 分 市 109 宮 崎 市																
110 鹿 児 島 市																
111 那 覇 市																
政令市計 (注)1 供の指導が複数	17							118								

⁽注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳 表 8

○改善命令(第13条第1項)

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
畜産食料品製造業 (2)	1	水素イオン濃度(pH)、浮遊物質量(SS)
ガラス・ガラス製品製造業(53)	1	ふっ素及びその化合物
し尿処理施設(72)	1	大腸菌群数
指定地域特定施設	1	生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)

○一時停止命令(第13条第1項)

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
畜産食料品製造業(2)	1	水素イオン濃度(pH)、浮遊物質量(SS)

(注)

- 1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。 2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表 9 排水基準違反、事故時の措置件数等(1)

				排水基準違反	改善命令等	その他水質				事故時の措置 (第14条の 2				77個例並伝
				(第31条第1項 第1号)	違反 (第30条)	たの他が負 汚濁防止法 違反		項	第:	2項	第3	3項	第4項	緊急時の措置 (第18条)
				M1 '0')	(3100%)	进入	公 共 用水 域	地下水	公 共 用水 域	地下水	公 共 用水 域	地下水	応急措置 命 令	
1	北	海	道				6				14	10		
2	青	森	県				3				3			
3	岩	手	県				1	1						
4	宮む	城田	県				1				4	1		
5 6	秋山	形	県県				4				9			
7	福	島	県				2		1		3			
8	茨	城	県				1		1		2			
9	栃	木	県											
10	群	馬	県				6				1			
11	埼	玉	県				6				2			
12	千	葉	県				4				1			
13	東	京	都									1		
14	神	奈 川	県				3				1			
15	新	潟	県				8	1			9	1		
16	富	Щ	県							1	6			
17	石	ЛП 	県				1							
18	福	井	県								1	1		
19	山	梨	県				1				2	1		
20	長岐	野阜	県県				3				6			
22	静	田岡	県				3				2			
23	愛	知知	県				9		2		8			
24	三	重	県				2							
25	滋	至賀	県				7		2		1			
26	京	都	府				1				8			
27	大	阪	府				4		1		4			
28	兵	庫	県					1			2			
29	奈	良	県				4				1			
30	和	歌山	県											
31		取	県				4					1		
32		根	県											
	岡	Щ	県				7				3			
		島	県				_		_		3			
35	-	口白	県				5		2		2			
36		島	県				0				2			
37 38		川媛	県県				3		1		1 2			
38		短知	県				1		1		2			
40		岡	県				3				12			
41	-	賀	県				1				6			
42		崎	県	1										
43		本	県				1		1		4	1		
44		分	県				1							
		崎	県											
46	鹿	児島					1	1	1		3			
		縄												
		存 県		1			108	4	11	1	132	17		
		市	†	2			90	3	9			51		
	合	計		3			198	7	20	10	187	68		

表 9 排水基準違反、事故時の措置件数等(2)

				#1. 甘※本己						事故時の措置	Ī			1713/93412
				排水基準違反 (第31条第1項	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反		1項	第:	第14条の2) 2項		3項	第4項	緊急時の措置 (第18条)
				第1号)	(3,003,0)	77.五亿是次	公 共 用水 域	地下水	公 共 用水 域	地下水	公 共 用水 域	地下水	応急措置 命 令	(371070)
1	札	幌	市									47		
2	函	館	市											
3	旭	Ш	市											
4	青	森	市											
5 6	八盛	戸岡	市市											
7	仙	台	市				3							
8	秋	田	市				1				1			
9	Щ	形	市								1			
10	福	島	市											
11	郡	Щ	市											
12		わき												
13	1	戸	市、土											
14		くは												
15 16	于 前	都 宮 橋	市											
17	高	崎	市				2		1		1			
18		勢 崎					3				1			
19	太	田	市											
20	さい	ハたき	ま市				3	1						
21	Ш	越	市											
22	熊	谷	市											
23	川一	Α Π	市				1							
24	所	沢口が	市											
25 26	草	日部加	市											
27	越	谷	市											
28	千	葉	市				4							
29	市	Ш	市											
30	船	橋	市											
31	松	戸	市											
32	柏士	-	市											
33	市	原 王 子	市士											
34 35		工田	市				1							
		浜	市				1			1	2	1		
		崎					12			4	1	1		
		模 原												
		須賀												
		塚												
		沢												
		田原												
		ヶ 崎 木												
		和												
		潟					2		1		1			
			市						2		1			
48	上	越	市				3				1			
49	富	Щ	市											
		沢	市											
	福		市								2			
		府	市士								2			
		野士	市由								,			
	松岐	本阜	市市								4			
JU	四又	平	111		<u> </u>					<u> </u>			I	

表 9 排水基準違反、事故時の措置件数等 (3)

		排水基準違反						事故時の措置 第14条の2)				17120011212
		(第31条第1項	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反		1項	第:		第:	3項		緊急時の措置 (第18条)
日		免1万)				地下水	公共用水域	地下水	公共用水域	地下水	心急措置 命 令	
SS 日 沖 本					3				10			
So					1				1			
1					0							
10 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		1			9				1			
1		1			1				9			
53 一					1		1					
54 大田市												
1												
1	65 豊 田 市				3		1		1			
1								1				
19 大 駅 市 70 坪 和 田市 71 坪 和 田市 72 雲 中 市 71 大												
70						1			1			
1												
2												
1					2							
1												
76 次 木 市							1		2			
1 77 人 尾 市												
78 接 上 下 市												
79 東大阪市 80 神 戸 市					1							
80 神 戸 市 市												
81 版 路 市 82 尼 崎 市 83 明 古 市 84 西 宮 市 85 加 古川市 85 加 古川市 88 和 歌 山 市 89 鳥 取 市 90 松 江 市 90 松 市 1 1 2 3 4 1 9 9 松 山 市 9 1												
82 尼 崎市 83 明 石 市 86 宝 塚 市 87 奈 良 市 88 和歌山市 90 松 江 市 90 松 江 市 91 岡 山 市 92 倉 敷 市 1 1 2 3 4 1 93 広 島 市 94 吳 市 1 1 2 3 4 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					9							
83												
84 西 宮 市												
86 宝 塚 市 87 奈 良 市 88 和 歌 山 市 89 島 取 市 90 松 江 市 3 91 岡 山 市 2 2 3 4 1 91 92 会 散 市 1 1 2 3 4 1 93 公 島 市 95 福 山 市 1 1 1 2 3 4 1 1 94 经 市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1												
87 条 良 市 88 和 歌 山 市 89 島 取 市 90 松 江 市 91 岡 山 市 92 倉 敷 市 91 1 1 2 3 4 1 93 広 島 市 95 福 山 市 96 下 関 市 97 徳 島 市 98 高 松 市 91 加 市 100 高 知 市 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	85 加 古 川 市											
88 和歌山市 89 鳥 取 市 90 松 江 市 91 岡山市 92 倉 敷 市 1 1 2 3 4 1 93 広 島 市 94 県 市 95 福山市 96 下 関 市 97 徳 島 市 98 高 松 市 99 松 山 市 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1												
89 鳥 取 市 90 松 江 市 90 松 江 市 91 岡 山 市 92 92 倉 敷 市 1 1 1 2 3 4 1 1 93 以 島 市 1 1 1 2 3 4 1 1 94 具 市 1 1 96 下 関 市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1												
90 松 江 市 91 岡 山 市 92 倉 敷 市 93 広 島 市 95 福 山 市 96 下 関 市 97 徳 島 市 99 松 山 市 100 高 知 市 11												
91 同 山 市 92 食 敷 市 93 広 島 市 94 吳 市 95 福 山 市 96 下 関 市 97 徳 島 市 98 高 松 市 99 松 山 市 100 高 知 市 11 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					2							
92												
93 広島市 94 呉市 95 福山市 96 下関市 98 高松市 99 松山市 100 高知市 100 高知市 101 北九州市 102 福岡市 103 久留米市 104 佐賀市 105 長崎市市 106 佐世保市 107 熊本市 107 熊本市 108 大分市 109 宮崎市 110 東児島市					1		2	3	4	1		
94 県 市 95 福 山 市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					1				1			
96 下 関 市 97 徳島市 98 高 松 市 99 松 山 市 100 高 知 市 101 北 九 州 市 102 福 岡 市 103 久 留 米 市 104 佐 賀 市 105 長 崎 市 106 佐 世 保 市 107 熊 本 市 108 大 分 市 109 宮 崎 市 110 鹿 児 島 市 111 那 雨 市	94 呉 市											
97 徳 島 市 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1					1							
98 高 松 市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									1	1		
99 松 山 市 1 100 高 知 市 1 101 北 九 州 市 1 102 福 岡 市 1 103 久 留 米 市 2 105 長 崎 市 2 106 佐 世 保 市 1 107 熊 本 市 2 108 大 分 市 1 109 宮 崎 市 1 11 那 覇 市 1					2							
100 高知市 1 101 北九州市 1 102 福岡市 1 103 久留米市 2 104 佐賀市 2 105 長崎市 2 106 佐世保市 1 107 熊本市 2 108 大分市 1 109 宮崎市 1 11 那覇市 1					1				1			
101 北九州市 1 102 福 岡 市 1 103 久留米市 2 104 佐 賀 市 2 105 長 崎 市 2 106 佐世保市 1 107 熊 本 市 2 108 大 分 市 1 109 宮 崎 市 1 110 鹿児島市 1 111 那 覇 市 1					_							
102 福 岡 市 1 103 久 留 米 市 2 104 佐 賀 市 2 105 長 崎 市 2 106 佐 世 保 市 1 107 熊 本 市 2 108 大 分 市 1 109 宮 崎 市 1 110 鹿 児 島 市 1 111 那 覇 市 1		1							1			
103 久留米市 104 佐賀市 105 長崎市 106 佐世保市 107 熊本市 108 大分市 109 宮崎市 11 那覇市		•			1							
104 佐 賀 市 2 105 長 崎 市 2 106 佐世保市 1 107 熊 本 市 2 108 大 分 市 1 109 宮 崎 市 1 110 鹿児島市 1 111 那 覇 市 1									3			
106 佐世保市 107 熊本市 108 大分市 109 宮崎市 110 鹿児島市	104 佐 賀 市				2							
107 熊 本 市 2 108 大 分 市 1 109 宮 崎 市 1 110 鹿 児 島 市 1 111 那 覇 市 1					2							
108 大 分 市 1 109 宮 崎 市 1 110 鹿 児 島 市 1 111 那 覇 市 1												
109 宮 崎 市 110 鹿 児 島 市 111 那 覇 市					2				_			
110 鹿児島市 111 那 覇 市					1				5			
111 那 覇 市					1							
	政令市計	2			90	3	9	9	55	51		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳

○排水基準違反(第31条第1項)

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
水産食料品製造業(3)	1
金属製品・機械器具製造業 (63)	1
酸・アルカリ表面処理施設 (65)	1

物質·項目別内訳

違反物質・項目	件数
水素イオン濃度	1
化学的酸素要求量	2
浮遊物質量	1

(注)

- 1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
- 2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反物質・項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
- 3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等(1)

														[17]国的1114
			第8第 計画変更	系の2 更命令等	第13条			条の4 内は口頭			学14 夕	第 00.2		
		指定地域内 事業場数	第5条 関係	第7条 関係	第3項 改善措置 命令	日平均排 50m ³ 未		施行令 第4の施 設置す 業場	設を る事	その他	第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徵収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
	埼玉県	460									15			4, 283
東	千葉県	158									13			1,888
	東京都	70									7			1, 141
京	神奈川県	2									2			144
	都府県計	690									37			7, 456
湾	政令市計	657						2	(2)		58			6, 151
	合 計	1, 347						2	(2)		95			13, 607
	岐阜県	721									5			5, 977
伊	愛知県	1, 067				39 ((22)				30			6, 540
赤机	三重県	571									3			3, 714
勢	都府県計	2, 359				39 ((22)				38			16, 231
湾	政令市計	636									23			4, 159
	合 計	2, 995				39 ((22)				61			20, 390
	京都府	131									7			1, 404
	大 阪 府	260									12			1, 505
3450	兵庫県	545									17			3, 858
瀬	奈 良 県	363									2			2, 017
	和歌山県	148									1			1, 120
	岡山県	331									12			2, 563
戸	広島県	357									5			2, 663
	山口県	374									17			2, 543
	徳島県	252									16			3, 042
内	香川県	267									7			2, 262
	愛媛県	327									17			2, 895
	福岡県	84									1			432
海	大分県	296									5			3, 223
114	都府県計	3, 735									119			29, 527
	政令市計	1, 488									74			12, 033
	合 計	5, 223									193			41, 560
都	府県合計	6, 784				39 ((22)				194			53, 214
政	令市合計	2, 781						2	(2)		155			22, 343
	合 計	9, 565			→ (+ - - - - - - - - - - 	39 ((22)		(2)		349			75, 557

⁽注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等(2)

					1						小具	[汚濁防止法
				その2 FAA	Mr 10 M		条の4 指導					
Ì		指定地域内	計画変更	と即行等	第13条 第3項	* ()	内は口頭指導	ツ内奴	第14条	第22条	総量規制	その他
		事業場数	第5条	第7条	改善措置	日平均排水量	施行令別表 第4の施設を	7	第3項 届出	第2項 報告徴収	関連罰則	特定事業場数
			関係	関係	命令	50m3未満	設置する事	その他	ЖЩ	和 口 秋4		
<u> </u>	41,224						業場					
	さいたま市	59										744
	川越市	31										313
	熊谷市	56										274
	川口市	18							14			259
東	所沢市	17										129
	春日部市	20							1			292
	草加市	5										112
	越谷市	20							1			307
	千葉市	30							12			615
京	市川市	73										302
	船橋市	46							2			249
	松戸市	32							1			239
	柏市	6										17
	市原市	84					0 (0)		8			382
湾	八 王 子 市 町 田 市	17 9					2 (2)		1			375 177
									7			905
	横浜市	66 58							7 10			905
	横須賀市政令市計	10 657					2 (2)		58			14 6, 151
\vdash	岐阜市	64					(۵)		50			564
	名古屋市	67							9			506
伊	豊橋市	89							3			565
	岡崎市	57										303
勢	一宮市	58										342
	春日井市	70							2			368
2000	豊田市	121							2			731
湾	四日市市	110							10			780
	政令市計	636							23			4, 159
	京都市	23										812
	大 阪 市	25							2			16
	堺 市	71							6			253
	岸和田市	13										178
	豊中市	2										68
vine	吹田市	7										57
瀬	髙 槻 市	7										111
	枚 方 市	21										101
	茨 木 市	3										110
	八尾市	6										238
	寝屋川市	2										119
	東大阪市	6										86
戸	神戸市	86							2			796
	姫路市	90							7			319
	尼崎市	21							3			
	明石市	19							0			39
	西宮市加古川市	10							3			152
	宝塚市	26 7							4			204 104
1.	玉 塚 巾 奈 良 市	33										273
内	和歌山市	127							4			653
	岡山市	145							6			926
	倉 敷 市	112							7			566
	広島市	61							4			897
	吳 市	40							1			552
	福山市	62										660
海	下関市	54							3			544
1坪	徳島市	107							4			606
	高松市	60							4			1, 001
	松山市	87							6			600
	北九州市	57							7			148
	大分市	98							2			844
	政令市計	1, 488							74			12, 033
正	女令市合計	2, 781					2 (2)		155			22, 343
						字在する特定						

⁽注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可			可	第8	条第1	項の許	可	第11条	その措置命	令			第	59条 届出	機厂的供佐		
-	不安					不	審				第7条	第8条				第10条		
	申請	許可	許可	査中	申請	許可	許可	査中	第5条 関係	第8条 関係	計	第2項 届 出	第4項 届 出	氏名等 変更	使用 廃止	計	第3項 届 出	の8 届出
京都府	4	4			5	5								13	6	19		
大 阪 府	16	13		3	27	26		1						24	13	37	1	
兵 庫 県	17	12		5	28	24		4					13	48	28	76	3	
奈 良 県	2	2			2	2								5	1	6	1	
和歌山県	5	5			5	5								10	5	15		
岡山県	10	9		1	11	10		1					1	18	12	30	6	
広島県	3	3			19	19							2	27	10	37		
山口県	24	21		3	48	46		2						47	15	62	1	
徳島県	20	18		2	24	23		1						26	18	44	2	
香川県	9	9			21	21							6	17	12	29	4	
愛媛県	17	17			31	31								29	21	50	6	
福岡県	3	3			5	5								2	3	5	1	
大 分 県	16	15		1	9	9								16	2	18		
都道府県計	146	131		15	235	226		9					22	282	146	428	25	
京都市														3		3		
大阪市	4	4			2	2								5	3	8		
堺市	7	7			9	9								7	4	11	1	
豊中市																		
高槻市	3	2		1	4	3		1						4	2	6		
枚 方 市	5	4		1	5	5								3	2	5		
八尾市															1	1		
寝屋川市																		
東大阪市		_																
神戸市	6	5		1	9	9								0	,	10	0	
姫 路 市	5	3		2	5	4		1						8	4	12	2	
尼崎市	3	3			2	2							1	4	9	13		
明石市西宮市	2	2			1	1							1	1	3	4		
奈良市	1	1												2		2		
和歌山市	3	3			6	6								۷		۷		
岡山市	3	2		1	10	10							3	11	5	16	2	
倉敷市	9	9		1	17	17						1		13	20	33	۷	
広島市	3	3			4	4						1		3	1	4		
呉 市	3	J			1	1								2	1	2	1	
福山市	3	3			8	8								1	2	3	1	
下関市	6	6			12	12								8	4	12	-	
徳島市	4	4			5	5							1	4	3	7		
高松市	1	1			4	4								8	3	11	2	
松山市	2	2			6	6							1	9		9	1	
北九州市	5	5			13	13								21	7	28	2	
大分市	11	11			9	9							3		12	26		
政令市計	86	80		6	132	130		2				1	10	131	85	216	12	
合 計	232	211		21	367	356		11				1	32		231	644	37	

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

				1	1	1		1																1				小	く濁剤	法 •	湖	沼法
				施設	釜房ダム貯水池	É	1、18		霞	ァ浦		印	旛	沼	手	賀	沼	諏訪湖	野尻湖	吾	e e	Ē į	胡		中海		ì	宍 道 胡	児	島	湖	総数
				施設 区分 (*1)	宮城	秋田	秋田	栃木	茨城	千葉	つくば	千葉	千葉	船橋	千葉	松戸	柏	長野	長野	滋賀	大津	京都	京都	鳥取	島根	松江	島根	松江	岡山	岡山	倉敷	松奴
				(1)	県	県	市	県	県	県	市	県	市	市	県	市	市	県	県	県	市	府	市	県	県	市	県	市	県	市	市	
			ı			4			20		45	5	2	5				2		130	9			1		1	22		5	23		274
		第5条届出		(2)																1												1
				(3)		2			18		17	11	2	3				5		105	4			2		1	8			10		188
		第79	第7条届出			2			2		11	2								3	-1			۷		1				10		700
																											1					1
			(1)																													
			(第5条 関係)	(2)																												
				(3)																												
		第8条	(松口及	(1)																												
		第8条 計 変 更 命令等	(第7条 関係)	(2)																												
湖沼	水	PH IJ T		(3)																								<u> </u>				
湖特施の指域は沼定設し地定れ	水質汚濁		∄ +	(1)																												
(みなし 指定地	防止		ŧΤ	(3)																												
施設を	法			(1)																												
含む。)		第6多	第6条届出	(2)																												
		氏		(1)	1	3			54		15	19		7	2		4	5		72	1			4		1	6		4	31		229
			氏名等 変更	(2)					9			9		1			3	1		5				3					2	3		36
		第10条 届出		(3)																							3	1				4
			使用	(1)		5			33		50	11	1	2			2			80	11			2		1			2	28		261
			廃止	(2)					3						1			1		1				4	1		1			7		19
			(1)	1	2			5		2	1	1	1	1					11	1						6			1		27	
		第11条届出 第8条 (計画変更命令等		(2)					1				1							2										6		9
				(3)																							2	1				3
	湖			空)																												
	沼法	第10条 (改善命令等)																														
			515条届出																								1					1
		第	第16条届出																													
指 定施 設		第17	条第1項届	出																												
(第20条 につい	湖沼	第17条 第2項	第17条 氏名等																													
ては、 準用指	法	届出	使用廃																													
定施設 を含む。)			月8条届出																									-				
		第20条 (改善命	第15																													
		令等)	第25																													
立入検査	Ě数		間立入件数		1	31			145		4	84	11	20				31						16					4	56		403
		佨	間立入件数 文	書		3			48		1	8	1	2			5	11		10				3	2		8	\vdash	\vdash	3		105
	湖沼	7特定事	*6	頭		4			48		1	28					٥	5		3				3	1		0			J	1	83
	業場施設	・指定 とにかか		シス 党の改善		3			15		1	5					5			1				3						3		45
行政指導	る指	導	内排水の一	一時停止		1																										1
				り他		3			76			31		2				8		12					2		13					147
	湖沼条に	7法第24 よる指	文書	F																												
	導	○- Ø 1⊟	口頭	ĺ																												

⁽注) *1:施設区分((1):湖沼特定施設((2),(3)を除く)、(2):みなし指定地域特定施設、(3):準用指定施設) *2:1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成29年度からの施行状況の概要(水質汚濁防止法)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	特定事業場数及び				
	有害物質貯蔵指定事業場数				
(1)全特定事業場数及び				
	有害物質貯蔵指定事業場数	262, 635	262, 233	261, 251	258, 250
	ア 全特定事業場数	262, 187	261, 765	260, 815	257, 806
	① 50㎡/日以上	31, 441	31, 195	30, 749	30, 551
	うち有害物質使用特定事業場	3,694(1)	3, 701 (2)	3, 717 (2)	3, 642 (2)
	② 50m³/日未満	226, 888	226, 631	226, 259	223, 444
	うち有害物質使用特定事業場	10, 764(1)	10, 636 (1)	10, 570 (4)	10, 503 (3)
	③第5条第3項	3, 908	3, 939	3, 807	3, 811
	イ 有害物質貯蔵指定事業場数	3, 766	3, 837	3, 901	3, 873
	うち有害物質貯蔵指定施設のみ	448	468	436	444
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業(64, 123)	1. 旅館業(65, 288)	1. 旅館業(65, 996)	1. 旅館業(64, 996)
		2. 自動式車両洗浄施設 (31,637)	2. 自動式車両洗浄施設 (31, 913)	2. 自動式車両洗浄施設 (32, 176)	2. 自動式車両洗浄施設 (32, 269)
		3. 畜産農業(26, 447)	3. 畜産農業(26, 106)	3. 畜産農業(25, 712)	3. 畜産農業(25, 166)
2	計画変更命令(法第8条等)	0件	0件	0件	0件
3	改善命令等(法第13条等)				
	①改善命令	11件	16件	18	4件
	②一時停止命令	2件	1件	0	1件
4	地下水の浄化措置命令 (法第14条の3)	0件	0件	0件	0件
5	立入検査(法第22条)	36, 194	36, 323件	34,696件	28,405件
	(昼間立入)	(35,710件)	(35, 933件)	(34, 177件)	(27,967件)
	(夜間立入)	(484件)	(390件)	(519件)	(438件)
6	行政指導	8, 752	8,656件	8,456件	6,683件
7	緊急時の措置(法第18条)	0件	0件	0件	0件
8	措置の要請(法第23条)	0件	0件	0件	0件
9	罰則の適用				
	①排水基準違反(法第31条)	1事業場	8事業場	1事業場	3事業場
	②改善命令等違反(法第30条)	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
	③その他法違反	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
	(水質総量規制関連を含む)				

⁽注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

^{2.} 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号)により、届出の義務が課された。